

8 推進委員会（全体会）会議録

(1) 第1回委員会 開催日時：平成20年5月29日（木）19：00～20：40
開催場所：三田市役所 西3号庁舎 大会議室

●委嘱状の交付

委員12名へ竹内市長から委嘱状を交付した。

●開会あいさつ

竹内市長

●自己紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

事務局から、三田市人権のまちづくり推進委員会の役割等について説明した。また、三田市人権のまちづくり推進委員会設置要綱第5条第1項第5号により、コーディネーターの中から委員長、副委員長を選出することから、平成20年5月22日に開催された第1回コーディネーター調整会で話し合いを行った結果、委員長に神原委員、副委員長に細見委員とすることを提案し、異議なく了承された。

●三田市人権のまちづくり推進委員会 第1期提言書概要説明及び第2期の役割について

(委員長) 三田市人権のまちづくり推進委員会の第1期目では、全体会と人権施策の推進に関する分科会、人権相談・救済体制の整備に関する分科会、人権施策評価システムの構築に関する分科会の3つの分科会で議論を行い、提言書を策定した。

人権センターの設置については、施設を建設するのではなく、人権啓発、教育などが集約されるような機能としての人権センターが必要であるという内容の提言を行った。

人権相談・支援制度の設置については、三田市にこれまで様々な相談機関が設置されていたが、連携がなく、市民からすると、どこに相談に行ったらよいか分からないという現状があった。そこで、その相談機関をネットワーク化し、市民がどこに相談に行っても話が通じて、逆にいえば1ヶ所に相談に行けば解決してくれるような機関が必要ではないかということであった。相談しても問題が解決しないのでは、相談の意味がない。じっくり話しを聞いてくれて、必要に応じて解決する力になってもらえる。場合によっては、トラブルの調整の働きもしてくれる。相談するということは、相談に行きさえすれば全部相談機関に任せるということではなく、相談に行った人が自分で解決する、その手助けを相談機関が行う。相談することが、その相談に行った人の人権学習にもなっていくし、エンパワーメント（自分で問題を解決する力を引き出す）にもなっていくということを考えた。

今後、より詳しい内容について、第2期目で検討したいと思う。

人権施策評価システムについては、行政機関の内部の様々な部署の取り組みが、人権という視点で行われているのかということをチェックするような一定の方向を提言としてまとめた。これをどう具体化するかを行政内部で検討してもらおうという段階にきた。人権施策というのは、一つの課で行うのではない。市役所の取り組みはすべて人権に関わるという視点に立って、市民の人権を尊重していくような取り組みになっているのかどうか、行政の課題として引き続き検討願いたい。

第1期目の提言を受けて、第2期目では、人権センター機能の具体化等についてA分科会で考える。

B分科会で、人権相談・支援体制について検討することとしたい。

(副委員長) 人権センター機能について検討するのがA分科会であるが、新しく委員になった方には経緯が分からないと思うので、説明させていただきたい。三田市の総合的な人権推進を図るためにどうすればよいか検討することが第1期目のA分科会のテーマであった。そこで、まず三田市にどのような人権問題があるのか話し合った。簡単に紹介すると、子どもの人権の問題、在住外国人の子どもの問題など様々な意見がでた。そのような問題解決には地域ぐるみでの取り組み、企業での人権の取り組みも必要ではないかという意見や、また、三田市以外の地方自治体の人権条例を制定しているが、それらを参考に三田市でも条例化について考える必要があるのではないかという意見もあった。また、他の地方自治体を調べてみると、人権センター機能をもったところはある。しかし、人権講演等のコーディネーターの役割など人権教育、啓発はよく行なっているが、市民、行政等で、今問題になっていることをしっかり議論をして、解決していくような場を提供している人権センターはなかった。人権の問題ではそのようなことが大切なのに、一方的に教育、啓発ばかりになっているという問題点を見つけることができた。建物ではなく、人間のつながりをコーディネートするようなことは三田市でもできるのではないかということになってきた。提言書に行政組織の統括機能ということがある。人権の問題というのは各部署の基本にかかわることである。市民の平和で安全な暮らしを支えるのが行政の役割であり、それは人権の問題そのものである。例えば道路や教育、財政、あるゆる部門において人権に配慮した施策が必要である。ところが、部局間で連携がとれていないので、人権の部局は単なる1部局ではなく、統括的な機能をもった総合人権室（仮称）というのができないかということ提言した。次に、三田市内でおこっている緊急的な人権問題等について、市民、事業者、行政が一緒になって考える場が必要でないかということで、人権市民会議（仮称）の設置を提言した。ドイツのニュルンベルグという町で人権円卓会議を設置して、外国人とドイツ人が自由に話し、施策に反映させているという例を参考に提言した。後は、人権教育・啓発の機能として、三田市には様々な機関がある。それぞれが、人権教育を行なっているが、横のつながりが無い。1つの学校で行なうのは難しいが、いろいろな情報交換ができれば、もっと良くなるのではないか。そのことも含んで、人権教育・啓発をコーディネートできる機能があればよいと思う。また、三田市には大学など様々な人権に関する研究機関があるので、共同研究を行えるプログラム

を実施できる機能もあればよいと思う。そして、人権教育・啓発を行うことができる人材を育てる機関も必要ではないか。

このように、提言書には、たくさん内容がある。すべてすぐに議論していくことはできないので、すぐに本筋に入るのではなく、最初は第1期目と同じように委員には自由に発言していただきたいと思う。今期は行政職員にも議論に入っただき、人権センター機能の具体化に向けて、行政内部にどのような課題があるのか、一緒に議論していきたいと思う。

●今後の進め方について

(1) 今後の予定について

事務局から、今後の予定について次のとおり説明した。

- ・第2回目の全体会を7月に、分科会を9月以降に開催する予定である。
- ・平成21年3月に中間報告ということで、平成20年度の実績報告書を提出していただきたい。
- ・平成21年10月以降に委員会としての提言内容をまとめていただき、平成22年3月末には提言書を市に提出していただきたい。

(2) 次回委員会の開催について

7月1日(火)19:00から開催することとなった。

●フリートーク(テーマ 人権に対する思いや人権のまちのイメージについて)

(委員) 相談者は、相談機関に何とかしてもらおうということではなく、エンパワーメントして相談者が自分で解決できる力をつけていこうとしなければならない。それを援助していける人を育てることが必要である。

(委員) 小学校時代にいじめられたことをひきずって、他の人としゃべることができなくなった障がいのある人がいた。私は、「困った状況になったときに、誰があなたを助けるのか。私はまず、車いすに乗る人を助ける、その次に助けを求めることができない人を助ける。それに比べて、あなたは、『助けて』と言えるはずである。」とその人に言った。その人は、いろいろとその時は反論していたが、そのことが契機となり他人とコミュニケーションをとることができるようになった。それから何でも人前でしゃべれるようになり、ある時小学生にその人がいじめられた体験を話す機会があった。「自分の言うことをよく聴いてくれるのでしゃべれます。」と言ったら、聞いていた小学生たちは「自分たちは人の話をよく聴けるようにならないといけない。」と答えたので私は感動した。自分で助けてほしい、困っていると言える人間になるように子どものころから学ばせる必要がある。自分の人権は自分で守りながら、自分の人権が大切であれば他人の人権も大切であると思えるような人にならないといけないと思う。

(委員) 人権の問題は、言葉が適切か分からないが、人権侵害をした加害者と人権侵害をされた被害者を当事者としている。被害者が相談・支援を必要とする側になる。その被害者の中で怒っている方は相談に行かれるだろうが、うちひしがれた方は相談に行かないのではないかと。うちひしがれた人が相談できるシステムというのはどういうものかということを考えなければならない。怒っている人はどこでも相談に行くが、そうでない人をいかにして支援するかが課題であると思う。

(委員) 私の地域では同和研修が行われているが、参加者が少ない。参加者をどのように募っていくか、積極的に自分から参加してもらおうにはどうしたらよいかを課題であると思う。例えば自分はこういう体験をしたなど身近な問題を提起し、小さい区域で行った方がよいのではないかと。思う。

(委員) 人権が尊重されている町は世界のどこかにはあるだろうが、一方「人権のまち」とはどんなまちかを考えてしまう。部落問題、高齢者問題など差別はあり、それを解消することが、「人権のまち」になっていく部分もあると思う。また、別の見方をすれば福祉など行政施策がすべての人にいきわたることが人として幸せに生きていることだと思う。そのあたりに視点をあてて議論を行う必要がある。

(委員) 最近の動きとしては、出入国管理及び難民認定法が改正され、例外はあるが、入国する16歳以上の外国人に写真と指紋の提供を義務づけることとなる予定である。外国籍であれば人権が安易に侵害されやすい。それに無関心な日本の社会という現実もある。マイノリティの人権を尊重することは、全体の人の人権を尊重することにつながる。そこに住んでいる人が国籍の違いで人権を侵害されるのではなく共に安心して住める日本になればと思う。

(委員) 私は、人権擁護委員であるので、人権相談にこられた人に、相談機関を紹介したり、また、助言を行い、相談に来られた方に自分で解決してもらおうという立場をとっている。

(委員) 人権という問題を考えるときにいつも思うのは、みんな生まれて死んでいくということが基本的な人権の基礎になるということだ。独居老人の孤独死という問題があるが、生まれて死んでいくという基本的なことが守られなければいけない。基本的な人権を考えていくことが、現実の具体的な問題を考えることだと思う。

(委員) 差別をする人にとっては、基本的に加害意識というのはないと思う。無意識で、他人の人権を侵害していないかということを一一人考える必要がある。これまで、地域で行われる研修会など機会を重ねるごとに気づくことがあったように思う。

いろいろな機会を大切にしないと、データだけがあっても一人一人の問題として身につかないと思う。

(委員) 職場で差別を受けた時、どこにいったらいいかわからなかった。同じ体験をした人が、相談しづらい相談機関ではなく、被害を受けた人が気軽に相談できるような相談機関の設置に少しでも手助けができたらと思っている。被害を受けた人に少しでも近づけるような窓口ができたらと思う。

●その他

事務局から、委員報償の支払いについて説明した。また、配布した資料については、次回使用するの、それまでにご一読いただき、次回ご持参いただくよう依頼した。

(2) 第2回委員会 開催日時：平成20年7月1日(火) 19:00~21:10
開催場所：三田市役所 西3号庁舎 大会議室

●委員交代について

事務局から、団体役員との交代にともなう委員交代について説明した。

●あいさつ

神原委員長

●前回委員会の会議録の確認について

第1回三田市人権のまちづくり推進委員会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。また、三田市人権のまちづくり推進委員会の会議の傍聴要領、会議録の三田市ホームページでの公開について、事務局から説明した。

●三田市における人権の状況について

(1) 市民意識調査結果について

市民意識調査結果の概要(三田市同和教育研究協議会による三田市人権に関する市民意識調査報告書、三田市外国人及び日本人市民意識調査報告書)について、神原委員長、細見副委員長から説明した。

<三田市同和教育研究協議会による三田市人権に関する市民意識調査報告書について>

(委員) 回収率が、38.56%と低いのは、回答者5,000人の中に選ばれたということのを重要であると考えていない市民が多かったのではないかと。自分が何かに参画していくという意識が低いと思う。自分が参画し、その結果を確認することで、その意識が高まっていくと考える。

<三田市外国人及び日本人市民意識調査報告書について>

(委員) 報告書の10ページで自治区・自治会などの活動へ参加している外国籍の市民の割合は56%となっているのに対し、59ページの自治区・自治会に加入している外国籍の市民の割合は、今回の調査では39.2%となっている。(平成9年度調査では59.6%)

自治会などの活動に参加している人と自治会などへ加入している人の割合が大きく違うのはなぜか。

(副委員長) 自治会などに加入していないが、活動に参加されている場合もある。

(委員) 韓国籍の市民が日本に帰化された割合があるのではないかと考える。日本に帰化された場合は、日本国籍になる。外国籍の市民の国籍数は増えているが人数が減っているのはそこにあるのではないかと考える。もともとよく韓国籍の市民は地域活動に参加されていた。

(副委員長) この調査は、外国籍市民が対象であるので、そのような要因があるかもしれない。

(委員長) 自治会や老人会などの加入率は年々低下し、地域によっては婦人会を廃止するところまでできている。加入するメリットが見えない中で、負担が感じられているからではないか。

(委員) 母語(出身国の言葉)の教育を行なう家庭は少なくなってきたのか。

(副委員長) 両親の国籍が違う場合は家庭での母語教育も可能だと思う。例えば、私の知り合いで、母親が外国籍の人で、父親が日本人の家庭があるが、日本語が中心とはいえ、母親の母語であるフランス語を学んでいるというケースもあった。しかし、両親とも中国語、ポルトガル語などの場合は、家庭内では1ヶ国語の教育しかできない。

(委員長) 初歩的な言葉の場合は、家庭内でもできるが、抽象的な言葉では、体系的に覚えなかつと身につかない。家族で言葉を使っている、ある程度のところまでしかできない。文法的なこととか、母語で自由に思考できるようになるためには、日常会話だけでは不十分である。言葉の体系的な学習は必要であると思う。

(委員) 海外では日本語学校があり、三田市にも昔は、朝鮮学校があった。市に一つくらいは、母語教育を行なう学校があるのは望ましいと思う。

(委員長) 外国籍の人には、日常生活での不便さに加え、日本人が知らない部分で、選挙権をはじめ法的な制約もある。国際結婚も増えている状況がある中で、夫が日本人で、妻が外国籍の人の家庭において、DVを受けた妻は、どこに逃げて、どこに保護を求めていいか分からないというような問題が起こってきている。

(委員) 私の友人でも、一方が外国籍の方の離婚の調停で、なかなか法律用語が分からず、また仲介に入ってくれる人を探すのが難しいということがあった。

(委員長) 行政で外国籍の市民が相談でき、サポートを受けることができるという窓口はあるのか。

(事務局) まちづくり協働センターが担当している。

(委員長) 外国籍の市民は知っているのか。

(副委員長) 問題をかかえている外国人の友人の日本人がどこに相談したらよいか分からないので、国際交流協会を紹介したと聞いた。もともと相談を主としたところではないが、サポートしてくれる。

(事務局) まちづくり協働センターの中にあり、行政と連携しながら外国籍の市民の方へのサポートを行なっている。そこへ相談されている方も多い。

(委員長) 市役所での外国人登録などの時に、相談機関を紹介することは重要である。少なくとも空港では、日本語、中国語、英語などの複数言語の表示がある。空港内の放送でも複数言語で放送する。それが当たり前になっていかないといけない。

(副委員長) 三田市が今後どうするのかということは、このような調査をし前向きに取り組んでいこうとする以上、すぐに全部は無理だとしても、複数言語で情報提供をするということが必要であると思う。

この調査の調査票も、中国、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、日本語で送付した。

(2) 差別ビラ事件等、その他の人権状況について

差別ビラ事件等、その他の人権状況について、坂本委員、事務局から説明した。

(3) 次回委員会について

本日の説明のあった内容等について、引き続き次回も意見交換を行なうこととなった。

(3) 第3回委員会 開催日時：平成20年9月9日(火)19:00~20:30

開催場所：三田市まちづくり協働センター 多目的ホール1

●あいさつ

神原委員長

●三田市における人権の状況について

前回委員会の議論の続きや最近人権について経験した事、考えている事等について意見交換をした。

(委員) 介護福祉士の仕事をするために、大勢の外国人が各地で研修を受けている。基本的にきつい、厳しい職場を日本人は敬遠しがちになっている。外国人がその部分を担うという傾向が、少子高齢化の流れの中で、どんどん広がっていくような気がしてならない。このような状況で、ますます外国人に対する差別が広がっていくことが懸念される。

(委員) 差別が起こっている現状の中で、私達に何ができるかということを考えると、研修しかないのではないかと考える。自治区でも、老人会、婦人会等研修があるが、参加する人は限られた人、ほぼ固定しているという現状が続いている。しかし、繰り返し研修していくことでしか差別をなくしていくことができないと思う。差別は減ってきたと言われるが、すべての人権について見ると差別は減っていない現状がある。繰り返し各地域、団体等で研修を行なっていくしかないのではないかと。自分でも新たな取り組みができないか、試行錯誤しながらやっている。

(委員) 先日三田市在住の外国人の保護者、先生などでキャンプを行なった。三田市在住の外国人も多様化していることに気付かされた。韓国・朝鮮の人で本名を名乗らない人もいれば、また、逆に本名を名乗りたいという人もいる。また、周りから孤立してしまっている外国人もいる。自分もいろいろな人と出会うことが重要であると感じた。

DV等を防止するためには、大人になってからの研修も重要であるが、小さい時からどのように子どもを育てるかということが大切であり、どう人権意識を高めていくかが課題である。

(委員) 人権に関するワークショップに参加した時のことであるが、その講師は、狭い意味の人権と、広い意味の人権とあり、どちらに関わるかは人それぞれであるというようなことを言っていた。それで、私は広い意味の人権に関わっていきたいと思っていることに改めて気付いた。DVや差別事件等は、自尊心が低い人が、さらに低くなった時に起きる。できるだけ、そういう人の自尊心が高まっていくようなワークショップをしていきたい。DVを行なう男性に少し関わったことがあった。その男性は、幼少時にネグレクト等親に見捨てられたという思いがあつて、妻が逃げようとした時に、また見捨てられるのではないかとこのことを思ってしまうとのことであつた。小さい子どもへの教育は重要であり、親でなくても、周りの大人がどう関わっていくのかが問題である。今すぐできること、例えば人権に関する条例をつくることなどと同時に、もう一方では教育等根本的な問題に取り組むことも必要である。その両方を行なうことが重要であると考え

(委員) 学校では、点数に見えることだけを学力と考えず、せめて義務教育の間は、それ以外の事を大切に育てる教育にしてほしい。他人への思いやりを考えることなどが重要である。一緒に住んでいる人のことに目を向けたり、困っている人のことに目を向けることが大切だ。そういう教育こそが自分の生きる力になっていくのではないかと考える。優しさを受けたときの心地よさとかを体験して、成長し、目にみえて変わっていく。そういうことを大切にできる教育ということを考える必要がある。

(委員) 私のこれまでの体験からいうと、基本的な人間の尊厳等について、言葉だけでなく、実践で幼少時に教わる必要がある。人権の問題、行政の問題、教育の問題を含めて総合的に、人間の生きる権利というものを教えていく必要があるのではないかと。

(委員) 自分の差別性にどう気付いていくかが重要である。大人になり、いろいろな経験をしていくほど、人権侵害を行なう危険性もあると考えている。文書を書いて大勢の人に、宛名を「各位様」、日付を「〇月吉日」と書いて送付した。その後、ある人からそれはおかしいと指摘があつた。気付かなかつた自分が恥ずかしく、「教えてくれてありがとう」と返した。普段から使っている言葉なのだが、人権という視点から見るとどうかということに気付かされた。人を傷つけはしないが、「各位」「吉日」ってどういう意味なのか。良い日、悪い日があるのかということがある。迷信は、信じる、信じないはその人の考え方であるが、それが世間体を気にすることにつながる。そのようなことを指摘してくれる仲間がいることをありがたく思った。

(副委員長) 在日外国人の人権の問題、多文化共生についてある町から講演依頼された。その町の主催者から、研修生として来ている外国人と地元の人との間で、生活上の習慣などこまごまとしたことでトラブルがあり、うまくやっていけないとのことを聞いた。先ほど委員から話があつたが、日本ではますますこれから住む人が多様化してくが、どのような問題が起こり、どういうことを社会全体としてやっていかなければならないかということが、考えられずにいる。三田市も日本の大きな流れと同じく、ますます住む人の多様性が高まっていくことが考えられる。

人権の問題について、問題が起こると根本的に解決する方法がないのかとすぐ急いで考えてしまう。先ほど委員が言っていたが、今解決するというよりは、人権について、常に気がつくことができる人で

あり続けることが大切である。人権に配慮しているといいながら、人を傷つけてしまうことがある。

住んでいる人や市が、型にはまらずに、問題に対応し考え、長い目でまちづくりを考えていくという場が続いていくことが大切である。

(委員長) 差別事象から私たちは何を学んだら良いか、今度同じ問題がおこったらどうしたら良いだろうかとそういう視点で考えたい。差別に対しては、DV もそうだが、我慢しても解決にならない。暴力を許す風土をつくってはいけな。どんな暴力も許さないということを社会の合意事項にする必要がある。

この夏、韓国にスタディツアーに行った。ソウルと農村部に行った。日本でも農村で嫁不足ということがあがあるが、韓国でも国際結婚が多い。結婚してから、ひどい働かされ方があったり、DV があったり、親の介護をさせられたりしている。韓国の各都市に「女性の電話」という NPO が全国組織であり、DV を受けた女性や移民女性など様々な人権侵害を受けた女性を対象に、教育と交流と研修と救済を行なっている。限られた予算の中で女性たちががんばって支援活動をおこなっている。それに触れられることができたことが大きな収穫である。韓国の人と交流できたことは良かったし、人権を考える意味で有意義であった。

(委員) 1つ1つの差別には歴史がある。部落差別には部落差別の歴史がある。在日外国人に対する差別も歴史がある。女性、障がいのある人への差別も同じだが、それぞれ歴史があり、1つ1つ解決方法も違う。そういう問題とは別に生活様式の中にひそむ問題もあり、人権というのは範囲が広く分かりづらい。自分はどう生きれば差別しない生き方ができるのか、差別を許さない生き方ができるのかということを含んで考えることが必要である。意識をしない差別について、指摘を受けた時に受け入れることができるのか、反発するのが重要である。

(委員) 障がいのある人と長年関わっているが、いろいろな行事などで、配慮されたり、気を使われたりしているが、普通には扱ってもらえていないと感じることがある。

学校時代にいじめられ、学校に行けなくなり、何もできなくなったという話を障がいのある人たちから聞くことがある。クラスの中で、障がいがある人は1人か2人で、大事にされるかもしれないが、普通に扱ってもらえなかったり、気付いてもらえなかったりした。その人たちは、少数だから叫べないし、分かってもらえない。しかし、その人たちは、優しいし、差別しない。誰にでも普通に接する。その人たちからこのような態度を学ばなければならない。

(委員) 人権の研修等で、人権を議論していて楽しいと思うことができ、人とつながることで豊かになるということが分かる人が多くなれば、すそのが広がっていく。人権が暗いものであり、自分の心の中をみずかされて、差別を指摘されることにおびえたりすることがあると、人権意識はオープンになっていかないとと思う。

(委員長) 人権のことについて、身構えないで話ができるということが大切である。人権学習で、質問もでない、うかつにしゃべれないという雰囲気がある。こんなことは言わない方がいいかなと思わないで話ができる環境をつくるのが、重要である。こういう関係が、あちこちでできていくことが大切である。

(委員) 人権教育というと、かたくなり、構えるようになってしまう。人間教育、人としての教育などとした方が入りやすいかもしれない。

(委員長) 人権教育という特別なものがあるのではなく、生活など生きることすべてが人権に関わっているということである。

お互いどんなことを考え、意見をもっているかということが、少し、分かってきたと思う。人権の問題で何ができるかということは、次回以降、分科会において議論を深めていきたいと思う。

● 次回分科会の開催について

(1) 各分科会の内容について

各分科会の内容について、事務局から説明した。

(2) 次回分科会の開催日時について

各分科会ごとに、次回分科会の開催日時について日程調整を行なった。

(4) 第4回委員会 開催日時：平成 21 年 4 月 22 日 (水) 19:00~21:30

開催場所：三田市役所 西3号庁舎 3階 大会議室

● 委員交代について

委員交代があり、長田まちづくり部長から堀江委員に委嘱状を交付した。

● 三田市附属機関の設置に関する条例等の制定について

事務局から、平成 21 年 4 月 1 日施行の三田市附属機関の設置に関する条例、三田市人権のまちづくり推進委員会規則、附属機関等の会議の傍聴要綱の内容について説明した。

● あいさつ

神原委員長

● 協議事項

(1) 各分科会での検討内容について説明及び意見交換

神原委員長、細見副委員長から、各分科会のこれまでの検討内容について、説明した。

< A 分科会 >

(委員長) 人権市民会議(仮称)を人権のまちづくり推進委員会と位置づけるということが資料に記載されているが、人権センター設置後にはこの人権のまちづくり推進委員会が、人権市民会議(仮称)となるということか。

(副委員長) 名称は分からないが、この委員会と同じようなイメージで、市民と行政、事業者が集まって行う会議と理解している。人権のまちづくり推進委員会がそのまま移行するかどうかまだ決まった訳ではない

と思う。

(委員長) タウンミーティングのようなものが各市民センターなどでできれば良いと思う。人権市民会議(仮称)は、子どもから高齢者、外国人など、参加したい人が参加でき、自分たちのまちをどうつくっていくかということを議論するというイメージだと思っていた。

(副委員長) 特定の固定したメンバーではなく、毎回メンバーを決めずに自由な意見を述べ合うということか。

(委員長) そうである。困っていることなどすぐに答えがでないとしても、一緒に考えていこうということである。自分たちの住んでいるところをより良くするための課題を出し合うということである。

(副委員長) 人権市民会議(仮称)については、第1期目から議論していて、外国の事例から発想したものである。自由に参加したい人がそこに入ることができると、議論の継続性、問題の解決、施策の反映に問題がある。ある程度メンバーは固定し、三田市の問題を自由に話し合う方が良いと思う。タウンミーティングのようなものを行うのであれば、出張して意見を聞けば良いと思う。

(委員長) タウンミーティングのようなもので提案のあった意見を受け止めて、人権市民会議(仮称)で具体化するよう議論していく。

子どもも意見があれば、そのような場所で発言してもらって、その意見を尊重する必要がある。人づくりという観点でみれば、子どもたちも学校、友だちの問題など、子どもたちなりに、疑問を感じていて、真に意見をいう機会が保障されていない。その意見をそのまま実現するのは難しいにしても、問題解決に努力していく。そういう姿勢が、子どもたちも一市民として、意見を言ったら聴いてもらえた、考えてもらえた、というふうに感じるのではないか。

(副委員長) 中心となる会議は、人権市民会議(仮称)となるが、その他いろいろ意見を集約、吸収していく方法はあるのではないか。会議の形態は、いろいろあっていい。

(委員長) アメリカのカリフォルニアにパークレーという市があるが、障がいのある人が、バリアを感じないで生活できることをめざしたまちづくりを行っている。議会は夜に開催されるので、議員は仕事を別に持っている。目安箱のような箱が町のあちこちに置いてあって、それにより子どもや大人の意見を聴いている。議会で取り上げてほしいという意見があったら、その意見をだした人に、議会まで来てもらって、発言してもらおう。子どもでも、まちが住みやすくなるように発言し、議会で議題になる。そういうことが三田市でも、できれば良いと思う。子どもの意見もきちんと聴き、子どものために大人が解決してあげるのではなく、子どもの意見を、大人も一緒に考えて、解決の方法を考えていくということがこれからのまちづくりではないか。そのための人権市民会議(仮称)になればいいと思う。今後の方向性についてはいろいろアイデアをふくらませて、具体化していただければと思う。

(委員) 幼稚園、小学校、中学校それぞれにPTAがある。PTAが子どものいろいろな問題の情報収集をして、その情報に基づき教育委員会と連携していくというシステムが現在あると思うが、実情はどうか。

(委員長) PTA、学校が子どもの問題をどれだけ把握できているのかが問題である。

各校区にPTA組織があるので、人権を尊重するためにどう関わってもらえるのかということを考える必要があると思う。今ある組織を生かしながら、それでカバーできない部分を含め、人権センターにより、市民全体の人権尊重の意識が高くなるように、何ができるかを考えていくことが課題ではないか。

(委員) 子どもの意見を直接行政に言うのはおかしいので、まずPTAが聴き対応していく必要があるという思い込みがある。直接行政に言っても、子どもの権利として可能なのに、私たちの思い込みとして、大人が拾い上げていかないといけないという概念があるのではないか。その思いこみをなくすことが、人権を一人の人間の問題として考えることではないか。

< B分科会 >

(委員) 相談体制は重要である。設置する相談窓口は、相談をきちんと聴いてくれるという社会的な認知がないといけない。そこに行けば課題を解決してくれる、安心して相談できるという認知ができることが必要である。個別で相談があるかもしれないし、既存の組織から相談があるかもしれない。

(委員長) 子どもが相談に来て、親身になって相談にのってくれた。いじめのことで相談したら解決に向けて力を貸してくれたということを別の友だちに話しをするというような口コミは大きい。川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の相談件数は増えている。それは、その制度に対する子どもの信頼だし、学校の先生からも何かあればそこに相談に行ったらいいと学校の子どもたちに紹介している。一つ一つの相談にきちんと向き合い、満足してもらい、実績を積み重ねることが大きい。

(委員) 三田市では、現在でも、心配ごと相談、児童相談などいろいろな相談がある中で、人権センターの総合相談窓口がどうつながるのかイメージがつかめない。相談に行っても自分に合うかどうか分からない。相性もあるし、相談を受ける人の経験もあるので、そこが難しい。

(委員長) 相談したい人にとって選択肢があればいい。しかし、逆にいろいろな相談機関があれば、どこに行ったらいいか分からないということもある。1つの相談機関に行けば、そこと連携する専門的な機関から担当者が来てくれて、解決に向けて考えてくれることが必要である。三田市には相談窓口は多いが、必ずしも毎日やっていないし、似たようなところもある。相談だけというところもある。市民の立場からすると、そのところをうまく整理できないかという思いがある。連携という言葉では簡単であるが、行政の縦割りをどうつないでいくかということが大きな課題である。市民からするとそれができないと問題解決につながらない。障がいのある子どもの問題でも、学校、教育委員会、福祉担当部署など多くの機関に関わってもらわないといけない。それをつなぐための機関がどこかに必要である。現在は縦割りの対応であるが、それでは相談を受ける人が大変なので、関係機関担当者が相談に来られた人のところに集まることのできる体制をつくってほしいという思いがある。

- (委員) どうすればその人の悩みを解決できるか、関係機関との連絡調整がどうすれば上手くいくのかと観点から体制を検討することが必要である。
- (委員長) 相談窓口では、このことで相談に来たとストレートに言われるとは限らない。子どものことで気になっていることがある、悩んでいると来られて、聞いてみると、子どものことよりは、夫婦のことであったりすることがある。話しをされている中で、もつれた糸をほぐしていくと、全然違うところに原因があったり、根っこにあったことが見えてきたということがある。話しを聴いて、何で困っているのか、何で問題解決できないのかということを知りほぐすことができるケースワーク的なことが必要である。また、問題解決のため、複数の関係機関の中をコーディネートする役割も必要である。あるいは、法律問題であり、相談機関では限界があるので、専門の弁護士等に力になってもらわないといけないということもある。問題整理をしたり、他につなぐことができる人材が必要である。
- (委員長) 行政の相談窓口に対する不信感がある。それをどう払拭するかが課題である。相談しにくい、聴いてもらえない、相談だけで終わったなどの不信感が市民にある。きちんと対応し、一緒に問題解決できるよう考え、関係機関に協力してもらおうということがないと、市民の期待に応えることができない。
- (委員) 名称は、よらず相談でも、なんでも相談でもいいが、人権とは直接関係のない相談が多くあり、人権センターでは扱いきれないくらいの相談件数とならないか。
- (委員長) すべての相談について受けていいのではないかと思う。相談の窓口で、他に相談するところがなくて、とにかく不満をぶつけたかったことをきちんと聴いてもらえて、調査してくれたら、満足感が大きいのではないか。1日に100件、200件、あるかわからないが、それだけ市民がいろいろ困っているという事実である。相談に対応できる人数を配置し、あるだけ相談してもらったら良いと思う。その中で、解決の方法として、人権センターに行くよりは、地域での話し合いで解決しようという方法を学んでもらうというのも重要である。中には相談すれば解決したということがあるかもしれないし、とにかく市民の声を聞くということでもいいのではないか。事前に人権相談かどうかについて分けることができないのではないか。
- (委員) 人権という言葉に抵抗がある。大切なことではあるが、堅いイメージがある。権利ばかりの主張でなく、人が人として生きるための義務を考えていく必要がある。それも啓発できる場所になればいい。
- (委員) 人権センターを他の機関より上位に置く必要がある。
- (委員長) 市長直轄とすることが必要ではないか。権限を持つ必要がある。他の部署の下ではない。人権相談等から他の部署に勧告ができて、一定の効力をもつような権限が人権センターに与えられないといけない。
- (委員長) 人権センターが他の部署に気をつけているといけない。人権センターの位置づけをどうするかが重要である。川西市子ども人権オンブズパーソンは、市長直轄であると思う。人権相談から、学校、教育委員会に勧告ができるということがないと、実効性があるとはいえない。
- (委員) 相談にきて、半分も自分も言いたいことが言えなかったということではいけない。相談にきた人がすべて自分のことをさらけだせるという相談窓口をつくっていくことが必要である。そのためには、相談を受けられる人材を育成する必要がある。
- (委員) カウンセリングができて、そのうえ問題を各組織に振り分けのできるような高い能力をもつ人材を、現実的にたくさん配置できるのか。
- (委員長) 相談員には、ケースワーカー的能力をもつ人が必要である。カウンセリングのスキルももっていて、話しを聞くのも大事だし、その人の問題が何かということを知りつかめ、それから各組織につなぐコーディネート的な能力が必要である。いきなりオールマイティの人に来てもらうのは無理なので、いろいろな能力を今後学んでもらうということが必要である。
- (委員) 人権センター設置に向けて今から人づくりをしていく必要がある。
- (事務局) まずは、ネットワークづくりから初めていく必要がある。まず、相談窓口をもっている担当課に集まってもらい、それぞれの現場でどのような相談、対応がされ、どのような成果と課題があるのかという点について、明らかにし共有していきたい。どういうふうにつないで、ネットワークをつくっていくのか、どのような人権センターの窓口をつくれればよいのかという点を今後検討する必要がある。今後事務局で検討を行い、またこの委員会に提示したい。
- (2) 人権センター設置場所について
- (事務局) 人権センターの設置場所については、いろいろな方々の意見を聴きながら今後検討を行ってきたい。案としては、市役所本庁舎、まちづくり協働センターが考えられるが、どちらもメリット、デメリットがある。相談を各関係機関へつないでいくという観点から見れば、市役所本庁舎の方が関係課担当者がすぐに集まれるという利点がある。まちづくり協働センターでは、消費、女性、法律相談をやっているの、相談が集約できるという利点もある。また、立地、利便性を考えると、三田駅周辺には交通機関が集中しているということがあり、まちづくり協働センターの方が良いとの考えもある。委員皆様のご意見を伺いたい。
- (委員) まちづくり協働センターの方が行きやすい。
- (委員) まちづくり協働センターでやっている相談は何時までやっているのか。
- (事務局) それぞれ相談によって異なるが、概ね17時くらいまでである。相談日も決まっている。
- (委員) 夜遅くまで相談を受けてもらえる方がいい。設置場所に関係なく、土曜日、日曜日も相談を受けてもらえるとうれしい。
- (委員) 国際交流協会担当者が、まちづくり協働センターに事務局が移転してから、相談件数が増えたと言われていた。夜遅くまで相談をするにしても、市役所本庁舎の場合は駅から歩いてもらう必要があるの、まちづくり協働センターの方が良いのではないか。まちづくり協働センターの方が相談しやすそう明るい感じがするし、土日でも行きやすい。市役所自体が、行きにくい雰囲気がある。

- (委員) 人権センター機能の中で、展示、資料収集を行う場合、まちづくり協働センターではスペースがないのではないかな。
- (委員) 3年くらい相談を9時から21時まで受け付けていたが、相談件数としては、午前中は多く、夜は、仕事が終わってからの19時～21時が多かった。21時に近い方が難しい問題が多かった。仕事が終わってからも来られるような時間まで相談を受けるべきである。
- (委員) 場所は、まちづくり協働センターがいい。車に乗れない人も相談に来れる。
- (委員長) 今すぐは無理でも、インターネットを駆使しているいろいろな対応ができるようになれば、相談者にとって便利がいいところが第1条件かと思う。市民の人が、まちづくり協働センターまで来られなくても、地域の市民センターで、テレビ電話により相談を受けるというのが、将来可能ではないか。大学で、キャンパスが離れているところで、遠隔授業が行われている。民間企業でもテレビ会議が行われている。何年か先にはあたりまえになるのではないかな。市全体の情報ネットワークを確立してもらおうというのが条件になる。
- (委員) 市役所本庁舎が設置場所として良いというのは行政の考えであって、市民は、車でも、電車でも来れるまちづくり協働センターが良い。
- (委員) とりあえず、相談を聞いておいて、後から回答するとして連絡調整すればいい。すぐに回答できる問題かそうでないものかを判断する必要がある。内部でケース検討会議を行って、回答する。すぐに回答が必要だとは限らない。市民が相談に行きやすい場所を決めたらいいのではないかな。まちづくり協働センターがいい。後の体制は、市が決めればいいと思う。
- (委員) 相談窓口に対する信頼がないとすぐには定着しない。この人なら何でも言えるということがないと、相談してくれない。ここにきたら、悩んでいたことが解決するという思いがあれば、相談する。今ある相談窓口にどういう相談が来て、どういう問題があるのか、という実態調査が必要である。相談件数が多くても、その人の悩みが解決して幸せになれたのかどうか分からない。一度今ある相談窓口の中で実際にどういう問題が相談されているのか、三田市民の中で、どういう悩みが多いのかということ把握し、その実態をふまえた体制を考えていく必要がある。
- (委員) 相談に来て良かったと思ってもらえる体制をつくれるかが重要である。
- (委員長) 今日の委員の意見をふまえ、事務局でさらに具体化してほしい。
- (事務局) ここでいったん人権センター、人権相談についての議論は終わりとしてさせていただく。後は事務局で検討させていただきたい。今後は、A分科会は人権条例、B分科会は、支援体制について議論していただきたい。
- 次回は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定にあたり研究会座長として関わられた野沢和弘さんにご講演いただき学習会を開催したいと思う。6月をめどに日程を調整させていただき、日程が決まれば連絡させていただく。

<p>(5) 第5回委員会 開催日時：平成22年3月24日(水) 19:00～21:15 開催場所：まちづくり協働センター 6階 講座室</p>
--

1 あいさつ
神原委員長

2 提言書(案)について

神原委員長、細見副委員長から、提言書(案)の内容について、説明した。

(委員長) これまでA分科会、B分科会別々に検討を行ってきたので、委員の所属する分科会ではない方の分科会の提言内容等について、ご質問、意見をいただきたい。

(委員長) 人権条例について、拘束力のある条例を想定しているのか。

(副委員長) 条例の性格については、分科会で議論を行ってきた。今回の提言の条例は、市の人権に対する姿勢を示す「理念型」である。条例によっては拘束力を伴うものもある。分科会の中で、人権条例は、3つくらいの型に分けられるという議論をした。せっかく制定するのなら、個別の人権の問題で困っている人を支援できる条例が必要ではないかという意見も強かった。提言書の「2 作成にあたって」(これまでの経過)で記載したが、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定に携わってこられた野沢和弘さんに三田市で講演いただいた。その講演を聴き、障がいのある人への差別をなくすための条例として素晴らしい内容であり、ていねいに条例づくりをされたという印象をもった。細かくタウンミーティングを開催し、実態調査をし、ねばり強く制定された。しかし、制定するまでに長い時間がかかっている。そこで、A分科会の結論は、三田市がどのように人権問題を考えるのかということをはっきりさせる内容とし、そこに実態調査等を行うことを明記することで、理念提示だけではないという方向性とした。

(委員) 障がいのある子どもを育てる親が相談できる場所、悩みを言い合うことができる場所が必要である。そのような部分がこれまでなおざりにされてきたと思う。提言書にも盛り込んでいただけたらと思う。

(委員長) 提言書の4ページにも記載しているが、障がいのある子どもの支援体制については、第2回B分科会で、三田市の障害福祉課と学校教育課の担当者から説明を受けた。市としていい取組もされているが、保護者をサポートするような取り組みは不十分であると思う。障がいのある人とともに生活する人々の教育や学ぶ機会の必要性等について意見がでた。提言に直接は含めていないが、障がいのある人、その親が安心して相談できる場所が必要である。障がいのある子どもの親はがんばりすぎたり、いい親をしなければならぬという義務感をもってしまふなど、周りの視線を意識することが少なくない。親も楽しいことや好きなことをしても良い。そのような取り組みが地域社会づくり、人権のまちづくりだと考えていて、

ひとつの目標だと思う。

(委員) 障がいのある人に対する支援、相談機関が三田市でも整備されている。十分有効に活用されていないのであれば、その理由についての情報分析、収集も必要である。

ワンストップサービスについて、A分科会でもB分科会でも議論がでていた。しかし、市広報に多くの相談窓口が掲載されており、またこれ以外にも警察などの相談機関はある。理念としてはいいが、このように多くの窓口がある中でどういう形で実現できるのか。どうまとめていくのか。

(委員長) 支援体制はできているが、なぜ活用されないのかというのは重要な点である。市民の声を聞かせてもらうということも一つの方法である。

また、月1回しか相談窓口が開設されていないのであれば、その開設日まで待たないといけない。平日の9時から17時しか開設していないと、仕事をしていればその時間内には相談に行きにくい。市民の視点にたった相談体制になっているかが重要である。いろいろな相談機関があるが、自分の問題はどこのか分かりにくい。市広報でも相談機関は多く記載されているが、それを見てその相談機関が対象とする内容が分かりづらい。どんなことが人権相談にあたるのか分からない。自分の抱えている問題が人権相談なのか、福祉の相談なのか分からない。例えば、仕事、教育、すべてに関わっている問題もある。当事者の問題によって相談窓口を分けるのではなく、困っていることがあり、相談窓口に行けば、その問題の担当者が来てくれて、当事者が主体となって問題解決をするという形が理想である。相談を聴いてもらえるが、問題解決までは動いてくれないというのがこれまでの相談窓口であった。調整等一緒に問題解決に向けて動いてくれる姿勢が必要である。そうなれば、問題解決の糸口が見え、自分の問題が人権の問題だったということが分かり、学習できる。

(委員) 人権よろず相談窓口だけではワンストップサービスはできない。

(委員長) すぐには無理でも、情報システムが普及してくれば、遠隔相談ができる。担当者に来てもらう必要なく、モニターを通じて、情報、意見交換をするという形も近い将来あり得るのではないかと。

(委員) タウンミーティングについては、井戸端会議的なイメージで自治会、民生委員の地域単位くらいで開催してほしい。

(委員長) 行政は、準備だけで、民生委員やPTAなどの役員が進行役として、意見交換をしてもらえればと思う。この提言の内容を説明して、そこででた意見を持ち帰ることができれば良いと思う。

(委員) 提言をまとめていただくのは大変だったと思うが、議論の内容が分かりやすくまとまっていると思う。人権条例は、これまでの条例のように文章が長く難しいものであれば、市民の意見を反映できるものにならないと思う。分かりやすい言葉で、あまり長い文章にならない方が良いのではないかと。

(副委員長) 行政が作成した文章は、日常で読んでみようと思いたくなるものではない。市民がこれまでよりは読みやすい、見やすいと思う条例にしてほしい。

(委員長) 小学校高学年くらいの子どもであっても、条例の意味が分かるような文章が理想である。難しい内容を誰にでも分かるような文章に直す作業が必要である。

(委員) 子どもの権利条約を、子どもが分かりやすく書きなおしたものがあつたと思うが、それは詩のように内容が頭にすっと入ってきた。

条例の内容を、どのように分かりやすい言葉に言い換え表現するかを子どもたちに募集すれば、条例に対する関心を高めることになると思う。子どもの感覚で、別のものを作成するというというのはおもしろい試みだと思う。

(委員長) 英語、韓国・朝鮮語、中国語等に内容をきちんと翻訳して、市民であれば、誰でも読めるようにする必要はある。

(副委員長) 分科会で議論はなかったが、重要な視点、指摘であると思う。

(委員) 提言書の1ページに『(仮称)人権センター』について』の②に人権センターが人権相談業務や課題解決に当たるとあり、一方で「人権相談・支援体制の整備について」では市民人権なんでも相談(人権よろず相談)の記載がある。同じ内容のことか。

(副委員長) 人権センター機能の中に相談機能があるというように考えている。同じものである。

(委員) 提言書1ページの「人権相談・支援体制の整備について」の⑥と「市民の皆様への期待」は同じ内容ではないか。⑥の部分はいらぬのではないかと。

(委員長) ⑥の「相談体制を、市民とともにつくるという姿勢を貫くこと」以降を削除する。

(委員) 提言書1ページの『(仮称)人権条例』(以下、「条例」と呼ぶ)についてで、今回配布された案では、日本が批准していない国際条約もふまえるという部分が削除されている。

これでは批准している国際条約のみを反映したものになっていくと思う。日本が批准していない国際条約の精神も条例に生かしていくという姿勢を示す必要があるのではないかと。

(副委員長) 実際の条例制定にあたってどのように国際条約の精神を盛り込んでいくかということは提言書に記載できない。基本的な国際条約、法令の精神を反映させてほしいということが確認できれば良いのではないかと。あまりそこは明確にする必要はないと思う。

(委員) 市民に何か問題がおきれば、相談できる場所があるということは重要なことである。

(委員) 市民の暮らし、命を守るということは人権がベースにあることである。人権条例は、市民の命や安全を保障するような状況をみんなでつくっていかうということだと思う。

(委員) 現実の差別の実態が分かっていない部分がある。人権センター機能が整備されることでそのような実態が見えるようになれば良いと思う。

(委員長) 分科会の中で、相談やタウンミーティング等で把握した差別を、具体的な事例集にしようという意見がでた。それが、学習になって、啓発につながるというようになれば良いと思う。

(委員) どこに相談に行っても解決できなかった問題を、タウンミーティングなどで把握し、少しでも新しい

解決方法を考えることができたらと思う。その実態を大勢の市民に知ってもらう必要がある。

(委員長) これ以上できないではなく、みんなの知恵をしぼり、情報提供し合うとか、協力し合うなどの取り組みが必要である。その突破口を開くのは人権の取り組みではないかと思う。

(委員) 行政として市民の安全、安心を守るという視点があるのかということだと思う。

現在はあまりにも欠けているのではないか。そのような視点があれば、助け合うことができる制度ができていくのではないか。

(委員) 人権センター機能が整備されれば、新たな気づき、発想があり、解決ができる問題もあるのではないか。役割は大きい。

(委員) 人権センターに携わる人材の育成だけではなく、その周辺の人々の人材育成も行うべきである。

(委員長) 相談そのものは大きな勇気がある。「困っていますか」と声をかけることや、見て見ぬふりをしないということでも変わる部分もある。みんなの生活が良くなって、自分も良くなっていくという実感をもつことが重要であり、啓発にもなる。

(副委員長) こういう場のような(仮称)人権市民会議が人権センター運営の中心になる。これまで人権施策は行政だけだったが、市民、行政と一緒にやれば、現実の多くの問題を把握することができる。人権センターが運営されていくと、今まで以上に現場の声が反映されやすくなる。細かい問題でも、重大であるということであれば取り上げることができるだろうし、全体の問題でも話し合える。市民の立場で、いろいろな問題の解決方法を考えていくという場ができる。大きな前進である。

(委員) 障がいのある人を企業が雇用するための問題点等について、こういう場に企業の担当者出席してもらい、議論をしていく必要がある。

(委員) これまでの意見を提言として良くまとめていただいた。市民の中で、法律からもれた人を助けてあげられる体制が早くできれば良いと思う。

(委員) 相談をしやすい雰囲気があれば、心が開かれる。人権よろず相談所として、なんでもしゃべれる、なんでも聞いてもらえる、ということになれば良いと思う。お茶を飲みながらしゃべれるという場所があれば、良いと思う。

(委員) 市民の要望にこたえられる相談体制の整備が必要である。相談に来られない人も多い。市民の実態把握をし、それに応えられる人権センターになってほしいと思う。今後、タウンミーティング等をする際は、ある程度具体案を提示しないと議論が深まらないと思う。

(委員) 人権センターがうまく機能するかどうかは、どのように人材を確保・育成していくことができるかだと思う。相談を聴くだけではなく、そこから、一歩何かできないかということが課題だと思う。

(委員長) 委員から指摘いただいた点は修正するという事で、提言案をお認めいただくということによるしいか。

委員から異議はなし

(委員長) それでは、この内容で三田市に提出したいと思う。

3 報告事項等

事務局から、人権センター機能(総合相談窓口含む)整備にかかる検討状況、提言書の市への提出方法について説明した。

9 A分科会会議録

(1) 第1回分科会 開催日時：平成20年10月30日(木)19:00~20:45
開催場所：三田市役所西3号庁舎 小会議室

●戸籍不正取得に関するテレビ放映について

三重県行政書士による戸籍不正取得に関する三田市の取り組みと、朝日放送による三田市の取り組みの放映に関して事務局から報告した。

●あいさつ

細見コーディネーター

●前回委員会の会議録の確認について

第3回三田市人権のまちづくり推進委員会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●第1期A分科会の提言内容、今後の検討課題について

(1) 第1期三田市人権のまちづくり推進委員会提言書の内容について

(コーディネーター) 三田市での人権課題や人権尊重のまちのイメージというところから分科会の議論を始めた。

そして、まず子どもの問題を取りあげた。子どもに関わる課題は、児童虐待など多い。子どもを守るには、地域の連帯、横のつながりが重要であるという意見がでた。地域社会の問題は人権とつながっている。

その後、子どもといっても日本人だけではなく、外国人の子どもの問題も大きいということになった。外国人の子どもへの教育を、三田市としてどういう形にしなければならないかということも議論した。外国人の子どもは学校の中で民族名を名乗れているのか、民族的背景を尊重されて教育されているのかなど意見がでた。

また、従業員の人権の確保など企業での人権の状況についても議論が及んだ。企業での人権の取り組

みも視野に入れることが必要であるということになった。

このように、自由に議論を行なう中で次第にうかびあがってきたのが、人権センターであった。人権の問題を、どこに相談すれば解決してくれるのか分からないという課題があるので、人権課題を包括できるような組織をつくる必要があるということになった。他市の人権センターでは、展示、講演会、研修会などを行なっているが、どちらかというとき啓発が中心である。相談機能や市民を巻き込んだ形に必ずしもなっていない。どこまでできるか分からないが、海外の事例も参考にしながら、どのような機能があることが望ましいか議論を行なっていった。人権という問題であればすべてここで担えるような組織とするということになった。

具体的には、提言書における人権センターの機能とは次のものである。

(1) 行政組織における統括機能「総合人権室（仮称）」

三田市にある人権推進課は、様々な部署の一つである。行政というのは、どの部分でも三田市民の人権に関わってくる。どこでも人権に関わることをやっているのに、統括するところがない。行政組織の全体をながめて、統括できるような機能が望ましい。

(2) 市民・事業者・行政との協働機能「人権市民会議（仮称）」

市民、事業者、行政が定期的に集まって、三田市の人権の問題を協議したり、解決を提言したり、問題提起をする恒常的な組織とし、外国の事例を参考に提言した。

(3) 人権相談・支援機能「総合人権相談（仮称）」

B分科会で議論するが、人権に関わることなら何でも受け付けて、相談者に配慮した対応をし、相談形態は電話、FAX等でも構わない。相談を受け付ける人はカウンセリング等の研修を受けた人である。

(4) 人権教育・啓発機能「人権教育・啓発コーディネーター」

三田市には、幼稚園、保育所、保育園から大学、大学院まで様々な教育機関があり、それぞれで人権教育を行なっている。そこには、経験が長い人もいれば、やって間もない人もいる。また、いろいろなネットワークも持っている人もいれば、そうでない人もいる。このような状況で、それぞれの人の持っている大きな資源が十分活用されていないのではないかという意見がでた。人権センターでは、三田市内で人権教育・啓発をやっている人の横のつながりをつくり、人権教育に関わっている人の人材バンクをつくる。ここに相談してもらえれば、幅広いネットワークを使って、人権教育・啓発の人材派遣、紹介、プログラムの提供などが行なえるようにする。

(5) 人権問題に関わる調査・研究機能「三田市人権研究プロジェクト（仮称）」

三田市と在日韓国朝鮮人との関わりや歴史や被差別部落の歴史などについて、資料の収集や研究を市民と専門家が一緒になって行い、業績を保存し、資料をためていって、三田市の人権に関わる資料室ができれば良いと思う。研究成果をまとめて発表するということも考えられる。

(6) 人材育成・研究機能

上記(3)、(4)と関わるが、人権センターを担っていく人を育てる必要がある。

希望者に研修を受けていただいて、将来的には相談員やコーディネーターをやってもらえるようになることが望ましい。

以上の6つの機能を提言書に記載している。すぐには無理でも、将来的に行なうことが望ましいということであった。どれからやっていくか、どれを重点的にやるか2期目で議論したい。

また、第1期目では人権条例も検討してほしいということであったが、時間がなく詳しく議論していない。人権センター機能を議論すると同時に、人権条例についてもまとめていきたい。条例について、専門家等を講師として招き話が聴ければと思う。

(2) 提言を受けた市の検討状況について

第1期提言書の内容についての市の検討状況について事務局から説明した。

(3) 今後の検討課題について

平成21年の3月に中間報告を作成し、平成22年3月には提言書を市へ提出する。

今後の課題として、人権センターの内容の具体化、人権条例はどうあるべきかということを中心に話を進めていく。人権センターの機能について、修正、追加等見直しがあれば、次回に話をさせていただければと思う。

●意見交換

(委員) 市民間の人権問題だけでなく、国など行政と市民との関係での人権問題についてどう対応していくのが課題である。人権センターを運営していくのが、行政の総合人権室（仮称）が担えば、これらの問題についての人権侵害に対しては救済されないのではないかという不安感がある。大阪のある病院では第三者のオンブズマンがいて、今までのやり方とは違う監査を行い病院が変わっていったという事例がある。行政の問題もチェックできるような人権センターにしていけないと、すべての人の人権を守れない。市民がどういう形で主導していけるのかということが課題である。人権センターではないが、川崎市ふれあい館では、行政が施設を建設し、民間が運営していくという形態をとっている。日本人と韓国朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として、子どもから高齢者まで相互にふれあうことを目的につくられた。それが、最初の目的で、現在ではそれ以外の活動も広がっている。人権センターも中立で、どこからも圧力を受けないような組織にしなければいけないと思う。

(事務局) 人権オンブズパーソン制度を、B分科会で検討している。川西市や川崎市にあるが、それは、行政から独立した第三者的な機関として設置されている。条例により、調査や、行政に対しても勧告をする

権限をもっている。一方で、人権センターは、人権施策を統括するものとして、行政組織の中に位置づけられるものであるということを考えている。

(委員) 人権オンブズパーソン制度は、行政に対して介入できるのか。

(事務局) 川西市、川崎市の人権オンブズパーソンについては、市に対して勧告権を有している。

人権市民会議（仮称）では、行政の人権施策を評価し、提言を行なうことも考えられる。

(委員) 市民の中から、人権センターを担う人材を育成していく必要がある。相談業務だけでなく、実際の運営を担っていく人材を育成する必要がある。

(コーディネーター) 人権市民会議（仮称）は、市民に開かれたものにならないといけない。そこに参加する委員だけで、やっているようなイメージになってはいけない。人権センターについて外から見てもらって、意見を聞くことができる組織にしておく必要がある。

(委員) 民生委員など地域の人から相談を受けるような人は、きちんとした人権意識をもつことが重要である。

(委員) 例えば高齢者虐待の問題に関してもいろいろと支援窓口がある。高齢者支援センターに限らず、ケアマネージャーや介護保険サービス事業所職員、民生委員など多くの機関・人が関わっているので、情報の共有化が必要で、連携して行なう必要がある。

(コーディネーター) 地域社会での問題について人権センターに相談があった場合、相談に来られた方が納得する形で、どこが担当すべきかという振り分けを行うというイメージになるのではないか。

幅広い内容の相談窓口になるので、対応する人は大変で、市組織等に精通する必要がある。経験もいるし、相談しやすい対応も必要である。人権センターに相談に行きやすい状況と、行きにくい状況では大きな違いがある。最初に受けとめる窓口は重要である。委員の身の回りで起こっている問題を、人権センターではどう解決するのかという視点で考えてもらったらいいと思う。

(事務局) 人権センターと人権条例と2つの検討課題がある。先に人権センターの内容をまとめていただいて、人権条例の検討に入っていただければと思う。人権センターに関する意見をいただき、それを受けて市役所内の検討も進めていきたい。

(コーディネーター) ある程度事務局と私で、こういうことを検討していただきたいという議題を決定し、事前に提示させていただく。それで考えてきていただいたことを議論し、まとめれば次に進んでいくようにしたい。

(2) 第2回分科会 開催日時：平成20年12月12日（金）19：00～20：40

開催場所：三田市役所西3号庁舎 大会議室

●あいさつ

細見コーディネーター

●前回分科会の会議録の確認について

三田市人権のまちづくり推進委員会第1回A分科会会議録（事務局作成案）は、異議なく了承された。

●人権センターに必要な機能等について

<第1期提言書における人権センター機能についての追加意見及び修正意見等>

(委員) 人権センターの位置づけとして、市の機関として設置されるのか、そうではなく、別の法人として設置されるのか。専門的知識をもつ人や経験豊かな人など幅広い人材が求められるが、人権センターの人的規模はどう想定しているのか。

今既存の人権関係の組織として、人権擁護委員や三田市同和教育推進協議会（以下、「三同教」）などがある。また、三同教には、民生委員児童委員協議会などいろいろな組織が入っており、それぞれの組織ごとに人権啓発活動を行っている。それらと人権センターとどういう関わりをもたせていくのか。

(コーディネーター) まだそこまで、細かい議論をした訳ではない。これからの課題であり、この委員会で考えていく必要がある。三田市と委員会で詰めていく必要がある重要な課題である。

(事務局) 他の市町では、法人運営のところもあるが、三田市で考えているのは、市直営での人権センターを考えている。人権センターの目的の1つに、市役所内の人権施策の評価もあり、別法人だとそれができない。評価点検という機能をもたせていくことを考えている。人権擁護委員、三同教の事務局も人権推進課であるが、民生委員は福祉担当部署が事務局であるので、連携をしていく必要はある。

(委員) 人権センターについては、行政が施設を建設し、民間が運営していく形態が望ましいと前回分科会で発言したが、民間も入って人権センターをつくる意味、メリットがある。民間には、三同教や部落解放運動での取り組みの蓄積があり、それに関わっている人材がいる。行政だけでやるのではなく、実際運営していく中で、民間も入って行政と一緒にやっていくということが必要である。

(コーディネーター) 第1期提言書での人権センターのイメージは、市だけでなく、市民と事業者も含めて全体の運営を担っていくというものであった。今おっしゃったイメージを実現するにはどうすればいいか議論が必要であるが、方向性としてはおっしゃるとおりである。

(委員) 現在相談活動を行っている民生委員など今ある団体との連携が必要である。

(コーディネーター) 人権センターを市の組織として位置づけるということであるが、運営、構成は、市民が中心となる。第1期提言書では、行政の中には、総合人権室（仮称）をつくるということであった。あらゆる分野に人権は関わってくるので、市組織全体を統括できるような権限が必要であるという意味であった。その総合人権推進室（仮称）が、コーディネーター的、事務局的な役割を担って、人権センターを運営してもらおう。人権センターそのものは、構成メンバーとして市民と事業者、行政があり、住民の意見がそこに反映される。

行政、市民、事業者で構成する常設の会議である人権市民会議（仮称）で、相談窓口を持ち込まれた問題を議論し、行政に提言、申し入れを行う。それについて行政の中で重要な課題として反映して

もらう。どうやって、市民の声を把握し、反映させるかということが課題である。

- (委員) 学校教育は、教育委員会が担当であるが、放課後になり、学童保育については、福祉部局が担当する。同じ子どもを見るのに、線はないと思う。教育と福祉の間で、もれてしまっていることがある。人権センターで、差別を受けていてしんどい思いをしている人、問題を抱えている人を支援することができるのが問題である。人権センターという形だけでは意味がない。悩みが具体的に相談される場所にならないといけない。学識経験者がいても、相談できるとは限らない。見えていないところにしんどい人たちがいることを忘れてはいけないと思う。
- (委員) 第1期の分科会では、それぞれの人の異なる立場を理解できる相談員を育成していく必要があり、また相談を受けるだけでなく、相談に来た人が解決できるような力をつけていけるような相談業務をしていくことが必要であるという話をしていた。
- (委員) 相談に来られる人は、いろいろな立場の人がいる。うまく相談者と相談員が意気投合して事が進めばいいが、そうでない場合でその相談員にノウハウやつながりがなければ、問題解決に向けて前進しない。そういう事をなくし、どんな悩みをもっていても来られ、そういう人を受けとめられる人になってもらわなければならない。そして、そこには、きちんとした人権のベースがなければならない。
- (委員) 人権センターを他の組織より上位に位置づければ、行政も変わっていくのではない。
- (委員) 市に人権センターのような担当部署がないから、市民が市役所に来たときにたらいまわしにされる。人権センターが担当部署でなくても、市民が行くではなく、担当部署の職員がそこに来れば良いと思う。人権センターというものに、いろいろな人がいて、そこで解決できるということが望ましい。どういう組織で、どういう人材が集まればそれができるのかということを検討する必要がある。
- (委員) 相談業務では育児、雇用問題から高齢者や障がいのある人の抱える問題など範囲が広いが、人権センターで対応できるのか。
- (コーディネーター) 三田市には、様々な部署があり、これまでの経験とノウハウの蓄積がある。すべての問題に人権センターが乗り出していくことは非効率である。
- (委員) 相談窓口という看板を掲げるとどうしても相談内容が広範囲になってしまうのではないかと。
- (コーディネーター) 個人的な見解だが、従来は市民の様々な問題について、市民がこれほどに関わる問題なのか分からない、別の言い方をすれば、人権、福祉、教育のどれにあてはまるのか分からないということがあった。人が関わる問題というのは、そこに壁があって、分けられるものではない。どこに相談にいけばよいか迷うような包括的な問題の時、それをまず人権センターで受けとめる。そこで、相談員は、どこが担ってどうとらえるかということをしてそこで仕分けする必要がある。どうみても教育、福祉が連携してとらえる必要があるとなれば、そこで指示をし、担当してもらう。市民の人が、どこに行ったらよいか分からない問題で、市全体でどう考えるかという問題を、仕分けしたりすることになる。人権かどうか分からない問題でも、相談に来てもらったらいいし、そこで総合的に問題を対処するにはどうしたらよいか、一緒に考えるという対応が必要である。担当課の職員にその場まで来てもらうようにすることが望ましい。
- (委員) 人権センターの窓口になった人が担当課の職員の話と一緒に聞いていくということができればいいと思う。解決までの過程を知るといい。
- (委員) 相談者と相談員の信頼関係がないと、来られた人もしんどいし、相談員も消化不良になるので、そういう関係をつくってはいけない。相談し、悩んでいることについて話をできる関係をつくらなければ本当の相談室にならない。
- (コーディネーター) 相談システムについては、B分科会で議論している。もう少し議論が進めば、どんな話をしているのか、分科会どうし情報交換し進める必要がある。
- (委員) 人権という立場では、お互い対等であるという認識が必要である。相談にのってあげる、聞いてあげるというのではだめだと思う。重い障がいのある子どもをもっている親でも2とおろりあり、堂々とされている親もいるが、この子のために迷惑をかけて申し訳ないという認識をもつ親もいる。相談に行くのにも、遠慮がある。相談を受ける人には、人権意識をしっかりとってもらう必要がある。
- (コーディネーター) 退職された団塊の世代の方々の中で、人権問題に関心がある人については、研修を受けていただき、相談を受ける窓口の担当者となってもらえる可能性もあると思う。相談窓口の担当者は重要な役割を担っていて、相談に来られた方と信頼関係を築くことができる人でないといけない。相談に来られた方を振り分けるのではなく、責任をもって誠実な対応をし、相談者の問題を自分の問題としてとらえることができる人を育てていかなければいけない。人材の育成が重要である。今後の課題である。人権センターの中での中核となる。
- (委員) 一人でもしんどい思いをしている人をつくらないということができるよう人権センターを設置しなければならないと思う。そのためには、どのような機能があるべきなのかという議論が必要である。
- (コーディネーター) 重要なのは、人と組織づくりだと考える。できるだけ、行政に反映できる組織でないといけない。そこに関わっている人が、見識と、様々な経験と、人権問題について熱い思いをもっていないといけない。
- (委員) 人の痛みが分からないといけない。
- (委員) 一人でも多く、幸せな気持ち、生きる意欲を持ってもらえることにつながればいいと思う。
- (コーディネーター) 複数の組織が連合できるような形がつかれないといけない。
- (委員) 市健康福祉部の中には多くの課、係があり、それぞれ相談支援活動を行っている。一方で、社会福祉協議会もある。それぞれ同じような内容を協力してやっているといると思うが、本当に上手くいっているのか、どちらかまかせになっていないか考える必要がある。個人的にはよく相談に乗ってもらっているといると思う。

- (コーディネーター) 住民、市民をどうやって育てて巻き込んでいくかが重要である。
相談に来られたら対応するが、こちらから対応しないというのが、従来の行政の姿勢ではないか。これからは、住民のニーズに柔軟に対応していくことが求められるのではないか。
- (委員) 相談に来れない人をどうフォローするのか。待っていてもだめである。問題解決をしていけるシステムが必要である。
- (コーディネーター) 組織、人材の育成をどうするか、行政の中の部局とどう連携できるのか、権限があるのか、という人権センターを考えるうえで重要な課題がでた。
- (委員) 権限をもたさないと行政の中に伝わっていかない。
- (委員) 人権に関する歴史関係の資料を集めていって、いずれ資料室のようなものをつくることで、学校の子どもたちが人権を知り体験学習ができるようになっていけばいいと思う。
- (コーディネーター) 資料として蓄積していき、展示するとなるとどこかにスペースが必要となる。三田市の予算の関係がでてくる。常設的にあればいいと思うが、今後の行政内部の話し合いだと思う。
- (委員) リバティおおさかのように資料を集めて博物館的なところが必要である。
- (委員) 障害のある子どもの親が、小学校まで公共交通機関を利用して大変な思いをして子どもの送迎をしていることを部落解放運動の中で訴えて、それを教育委員会が受けとめて三輪小学校の送迎バスともだち号ができた。部落問題にとどまらず、そこを原点として、障がいのある人についての問題に取り組んでいった成果である。そのような歴史を若い今の先生は知らない。
- (委員) 小学校の先生方に、教科書がなぜ無償なのかという話をしてほしいと言っている。被差別地区の親や生活状況が厳しい親が、一緒に立ち上がって、子どもの学習権を求めてたちあがり、法律ができ、今の小学校、中学校の教科書は無償になった。
- (コーディネーター) 学校の授業の中で、それらが反映でき、子どもたちが学ぶことができればいいと思う。記録されていることが、今の生活の中の事と密接に関わりがあると分かるような形にしておく必要がある。実際に、研究、教育、研修機能も人権センターに入れているのは、従来のように講師をよんできて、研修して終わりというのではなく、三田市の中にある、蓄積、遺産、歴史を使って市民の人が自分で学ぶことができるようになったらいいということからである。
- (委員) 三田市にはいろいろな人材がいるので、講師になってもらえるような人についての情報を登録バンクのように集めることができないか。
- (コーディネーター) 三田市で知識、能力、経験を持った人がいるのに、うずもれていて誰も知らない。それを人権センターで把握して、この問題なら、あの人に依頼すれば良いと提案できればいい。
小学校から大学までである三田市で、子どもから大人まで、お互いが連携していくと、おもしろいプログラムができると思う。
- (委員) ある障がいのある人が、小学校で、自分の体験を話す機会があった。いじめられたことをひきずって、小学校、中学校の間他の人としゃべることができなくなり、その後、何をするのもいやだったが、いつのまにか人前にでられるようになったという話をした。「何でそんなにしゃべれるようになったのですか」と小学生から質問を受けて、「周りの人が自分の言うことを聞いてくれて、自分もしゃべってもいいんだという気になった。」と子どもにきちっと答えた。もう一人いたが、きちんと小学生相手に話しをすることができ、当人たちにとって大きな自信になった。最後に、「お友だちが傷ついていても、心の傷は見えません。傷ついた人があったら、聞いてあげてください。周りの人が優しく聞いてくれれば、しゃべる気になりますよ」と言った。私も感動した。こういう体験を人に伝えるため記録として残したい。記録して、そこに送れば保存してもらえるような仕組みがあればいいと思う。
- (コーディネーター) 講演会の記録を年に1回発行するというのも可能である。話だけでは消えていく。
- (委員) 現場の声を残していければいいと思う。頭ではなく、心に感じさせる教育が今求められている。
- (コーディネーター) いくつかの論点にまとまってきた。今後の人権センターを考えていくうえでの骨組みな部分に対する心配、意見をいただいた。これから、実施にあたって、優先順位をつけたり、仕分けするのは、コーディネーターの役割だと思うので、人権推進課と相談して、スケジュール、方向性について検討したい。効果のある人権センターになるよう努力していきたい。また、人権条例について議論を進めたいので、三田市でそれに携わっている方、他市の事例も勉強してみたい。第1期目では議論できていないので、2期目では詳しく議論していきたい。

<p>(3) 第3回分科会 開催日時：平成21年2月19日(木) 19:00~20:40 開催場所：三田市役所南分館 3階 会議室</p>

- あいさつ
- 細見コーディネーター
- 前回分科会の会議録の確認について
三田市人権のまちづくり推進委員会第2回A分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。
- 人権センターに必要な機能等について
事務局から、人権センターに必要な機能等について、前回分科会での委員からの意見をふまえた今後の方向性(案)について、説明した。
- (コーディネーター) 人権センターの今後の方向性について、市で検討されている内容を説明いただいたが、問題点として考えられることや、この点を議論すべきではないかとかいう事があれば、意見を伺いたい。
- (委員) この委員会の委員には、各団体、組織からの推薦により選出されている者もいるが、委員会で議論されていることを、各団体等に報告し、意見交換がされているのか。
例えば、人権擁護委員ならば、人権についての相談があるが、現在を踏まえて、人権センターにはこ

うしてほしいという意見がでてきてもいいのではないかと思う。事務局の方で、各組織等から話を聴く場があればいいと思う。

(コーディネーター) 三田市で現実起こっている様々な人権問題の現実の状況について、いろいろな組織等から情報提供を受け、把握する必要がある。

(委員) 障がいのある人の問題に現在関わっているが、子どもたちの教育、就労の問題等について、きめ細かく対応できているのかを考えてみる必要がある。どのようにすれば、私たちがめざすすべての人にとって住みやすいまちとなるのかということが重要である。

障がいのある人に関する組織は、様々であり現在横のつながりがあるとはいえないのではないか。

(コーディネーター) 本日の資料にある「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」については、制定にいたるまで慎重に千葉県は検討を行っていた。広く県民から意見を聞き、ということが県内で起こっているのかということを入念に調べている。それをもとに、差別にあたることは何かということが細かく文章で表現されている。

三田市においても、おおまかな人権センター等のあり方の方向性がでた段階で、委員だけの話ではなく、どのように三田市の現状を把握していくのかということを考えていく必要がある。

一つの大きな事業をしようとする、とおおざっぱな議論になってしまいがちであるが、千葉県条例を読んでいて、細部に注意をはらわないと実効性のある条例、人権センターにならないと思った。

人権センターを設置するにあたり、どこから意見を聴いた方がよいのかということをも分科会、委員会でも話し合いたい。委員からご提案いただければと思う。

(委員) 各団体内で、委員会等での議論を持ち帰って報告するということができていないのが実情ではないか。選出された組織等で議論の内容を発表していくというトレーニングを積んでいく必要があると思う。そのためには、委員会、分科会の議事録がどの程度まで配布されているのか、また、こういう活動をしているということがどこまで市民の間に浸透しているのかが問題である。議事録を各団体等に提供するなどして情報を共有し、学習のテーマとして活用していくことが必要ではないか。委員会等の活動のPRもしていく必要がある。

(コーディネーター) 人権センターが設置される以前でも関係機関との連携の必要があるのではないか。委員会等で議論している内容が、各団体内でどの程度知られているのか、また各団体の意見がどの程度反映されているのか、という点について考える必要がある。よりお互い意思疎通ができるようになればいい。各団体の意見が、人権センターの内容に反映できればと思う。

(委員) 福祉関係でもいろいろな支援機関があるが、うまく連携ができていないと思う。組織ができて市民のためにうまく機能するかが課題である。具体的に困った人をどうフォローできるのかが重要である。

三田市に住んでいる人みんなが、やさしい思いやりをもち、みえないことに気づき、困っている近所の人がいれば声をかけてあげるようになればよいと思う。一人一人が差別に対して立ち向かっていくことができる人権センターにしていかなければならない。

(コーディネーター) こういう会議で、できた意見を行政に反映できるということが重要である。人権センターの中核となる人権市民会議(仮称)で、いろいろな立場の人が意見を述べ、市としてその意見を取り上げるべきだということになれば、具体的に話を進めていく。そういう場がないと、行政としても、いま市内で何が問題となっているかということが分からない。行政、市民、事業者で構成する人権市民会議(仮称)ができれば、三田市で起こっている問題について有効に解決できる手立てになる。

現在行政内部で人権センターの内容の具体化を検討しており、それが分科会で提示されれば、それについて細かく議論していきたい。

●人権条例について

(コーディネーター) A分科会では、細かい条例の文章を考えるのではなく、生活上での問題等から、条例の大きな方向性について議論していきたい。そして、結論を得て、条例の内容について提言を行いたい。事務局が資料として配布された他の地方自治体事例等を読んだ率直な感想、意見を伺いたい。

(委員) 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定にあたっては、広範囲に情報収集をして制定している。

(委員) 三田市の場合は、人権が尊重される社会づくりをめざす「大阪市人権尊重の社会づくり条例」のようなものを制定した中で、各分野ごとに個別の条例をつくっていくことが市民に分かりやすい。いろいろな分野があるので、人権侵害をどういう形で支援・救済することができるのかを考えなければならない。

(委員) 具体的に困っている人がどんな状態にあるのかを知ろうとしたら、横のつながりがないと分からない。三田市のこの風土の中でどう困っている状態があるのかというのは、アンケートでは分からない。地域の役員等が、地域の実態を把握する必要がある。

(コーディネーター) (仮称) 三田市多文化共生推進基本方針を現在作成中であるが、その基本としたのは、日本人市民、外国人市民へのアンケートである。行政サービスへの要望、市民間の相互交流のあり方等意識調査を行った。そこから出発し、現在は今後の方向性を検討している。まずは、人権条例等においても、三田市の実態をみすえる事が必要である。個々の現場の話をどう反映できるのか、そういう視点にたって、人権センターや人権条例について中身を検討しなければならない。

(委員) 現状認識がきちんとできていないと対策はたてられないので、現状をしっかりと委員が知る事が大切である。

(コーディネーター) 現状を知る作業が必要である。人権条例も、委員だけでできるものではない。三田市全体

で、個別の事例等について意見を聞く手続きが必要である。

(委員) 千葉県でも、ミニ集会を数多く開催し、条例の制定につなげていった。きめ細かな聞き取り、実態調査が必要である。

(コーディネーター) つくる側の勝手な思い込みで制定すると、逆に差別を生み出してしまう。

人権条例については、時間をかけて慎重にやっていきたい。分科会で議論し市に提言していきたい。個別に委員が勉強していただくのも大切だが、他の地方自治体の事例を勉強したいということになれば、講師を招き、全体会で市民も参加し研修会を開催しても良いと思う。条例の制定に向けて議論していることをPRしながらやっていきたい。今後、具体的な条例のイメージの確立に向けて検討していきたい。

●その他

事務局から、(仮称)三田市多文化共生推進基本方針素案について説明した。(パブリックコメントは3月1日～3月23日)

意見があれば、事務局に連絡してもらおうよう依頼した。

(4) 第4回分科会 開催日時：平成21年9月24日(木) 19:00～20:45 開催場所：三田市役所 西3号庁舎 3階 中会議室

●あいさつ

細見コーディネーター

●今後の予定について

事務局から、今後の予定について説明した。

- ・人権条例が必要かどうか、必要な場合はどのような内容が望ましいか等について12月までをめぐりに議論していただきたい。

- ・その議論をふまえて、12月から1月に提言書の原案を作成いただき、3月に三田市に提出していただきたい。

(コーディネーター) 提言書の原案はコーディネーターである私が作成することになると思う。提言書の原案は、委員の意見、議論をもとに作成する。今後の検討課題は人権条例のあるべき形を探ることであるということ認識いただき議論を進めていきたい。

今日は、人権条例を考えるにあたって、6月18日に、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定に携われた野沢和弘さんの講演会を聴かれた感想やその著書を読まれた感想等をいただきたい。そして課題の提示を行い、次回から、人権条例が必要か、必要ならばどんな形が必要か、考えていただきたい。

今後のスケジュールについて、何か意見はあるか。

(委員) 今後月何回の分科会開催を予定しているのか。

(コーディネーター) 最低月1回は必要ではないか。意見がまとまってくれば良いが、そうでなければそれ以上必要である。

(委員) 10月は2回開催し、スケジュールを前倒しした方が良いのではないか。月2回しておいた方が、時間があき議論が最初からにならずにすむ。もし、他の人がよければそうしてはどうか。

(委員) 回数ではなく、質の高い議論ができるかが問題である。

(委員) 条例の問題なので、議論を通じて形にしていく必要がある。10月に2回しておいた方が、後でもう少し分科会を開催する必要がある時に対応することができる。

(委員) 自分の意見を整理するためにも、10月は2回の方が良い。

(コーディネーター) それでは10月に2回開催することとする。

●人権条例について

(委員) 人権条例に罰則が必要かどうか自分の中で答えがでていなかった。講演を聴いて、著書を読んで、条例には、罰則を入れない方が良いと感じた。しかし、被害者を支援することができるなどの体制を整える必要がある。厳しい差別の現状があるので、被害者も救われ、差別した方もまちがいに気づくようなシステムが必要である。

また、そのシステムに企業も入る必要がある。就職差別もあり、企業が変わるということが重要である。

(コーディネーター) 企業も社会的な責任がある。外国人の就労については特に企業の役割が大きい。

(委員) 千葉県の事例では、多くの差別の事例を集めて条例をつくっている。具体的な事例をふまえていて分かりやすい。

自分は小中学校時代にいろいろな問題からあまり勉強ができなかった。教師は、授業内容を上手く伝える方法についてよく研究しているが、いい授業をしても、子どもが授業を聴く姿勢がなければ頭に入っていない。子どもが勉強しようとするスタート地点に立とうとすることが必要である。それが人権だと思う。日本人や外国人の子どもがいじめなど不当な扱いを受けずに素直にスタートラインに立つということが重要である。人権と調和して教育は進んでいくと思う。そのようなことを条例へ盛り込むことができないか。

(委員) 三田市の場合も、このメンバーで意見を言うだけでは、差別を受けている当事者の意見や思いを条例の中に入れることができないと思う。当事者の意見を聴く場を設けて、どんな風にしてほしいと思っているのか、どんなふうに差別があるのか等聴かせてもらい、条例に加味していくことが重要ではないか。

(コーディネーター) 条例が対象とする人々が受けている具体的な差別の現状とか、意見を聴くことを積み重ねていき事例を集めて、調査する。具体的な提言の対象が、仮に決まってない場合でも、当事者からきちんと意見を聴くというところから始めるという内容を提言書に盛り込んでも良いのではないか。

- (委員) 野沢さんの講演を聴いたとき、自分がいつも思い、体験していることだと感じた。知的障がいのある人は、自分の意思が言えず、差別されても分からない場合がある。学校生活の中でも、周りの子どもたちから、からかわれたりして遊んでいても分からない。私たちから見れば、その子をばかにしているのではないかと思うことがある。自分の意思を伝えられない人たちのことを誰が代弁するのか。私は、しっかりと子どもを見て、その年齢の人間として尊重する必要があると思う。千葉県の事例は特別だと思う。とてもまねができるものではない。そのようなことをするまでに三田市ですることがある。障がいのある人の生活や思いを知らない人が多い。知ることから始めなければいけない。子どもたちがどういう状況にあるのかということ把握しなければいけない。学校では、すべての根底に人権を大切にすることがなければいけない。三田市のまちづくりにおいても基本のところにこれがなければいけないと思う。障がいのある人もない人も暮らしやすいということの基本に、すべての施策が行われることが重要ではないか。三田市がいろいろな施策を進めていくうえで、弱い立場の人を大切にしながら、まちづくりをしていくことが重要である。
- (委員) 弱い立場の人が幸せに生きられる社会は誰にとっても幸せな社会である。学校でも、目に見えない物、言葉にならない声に気づける先生が必要である。子どもも、頭で考えるのではなく、感じ取ってくれる教師と接していれば、つらい思いをしている子どもに気づいたり、うれしいことを一緒に喜べる子どもに育つと思う。教師には、頭で考えるのではなく、感じてほしい。教師がつらい思いをしている子どもに一言声をかけるだけで、ほかの子が優しさを学ぶのではないか。クラスの中にお互い認め合う雰囲気をつくってあげれば、いじめはない。いろいろな人が一緒に暮らしていることをふまえ、それぞれの人の喜びや悲しみに共感できる社会づくりが必要である。
- (コーディネーター) 千葉県の条例でおもしろいと思ったのは、罰則がなく、むしろ差別を受けている人に対しての調査や、よりそいができる何段階かの体制があって、問題の大きいところから、小さいところまでケアできるようになっている。きめの細かい条例になっている。
- (委員) これまで多くの検討を重ねて制定したからだと思う。
- (コーディネーター) 千葉県の条例の実効性のあるところは、相談員をたくさん配置して、現場の声を聴ける体制になっていることである。委員がイメージしているのは、条例を決まりごととして制定するのではなく、本当に日常生活で苦しんでいる人の声をくみあげることができる組織、システムなどの整備が必要だということではないか。
- この委員会の3期目に向けて、こんな条例があったら良いという、夢、希望を語ってもらえれば良いと思う。現時点で実現性を考えない方が良いと思う。
- (委員) 野沢さんの講演は、実践を通したもので、説得力があり聴きやすかった。著書の中の差別の事例を見て、学校、企業等でひどい差別があり、本当にこのような実態があるのかと驚いた。この条例の制定によって、その後どうなったのかが知りたい。
- (委員) 在日韓国人高校生の民族差別事件が起こったとき、すぐにその両親と話をした。日本の子どもたちが、こんな形で差別することは許せない、一緒にやっつけようということから始まり、その後学習会をした。韓国又は朝鮮籍の子どもなどが人前で本名を名乗るのに、どうして涙しなければならないのかを考えなければならぬ。
- (コーディネーター) 様々な現場の声、実情、しんどいところに、外から感性や思いが働くことができるまちをつくらなければいけない。委員の意見は、条例の大きな方向性としては共通していたのではないか。千葉県のように対象をしぼるのか、全体的な課題に対応する条例とするのか、委員に考えていただきたい。事務局から再度いくつかの参考資料がだされているので、どういう条例が良いか考えていただき、三田市に必要な条例の中身について、条例の方針、イメージ、性格について議論していきたいと思う。
- (委員) 三田市内でおこっている差別事例等は把握していないのか。
- (事務局) 相談件数は把握しているので、次回資料として提出させていただきたい。

(5) 第5回分科会 開催日時：平成21年10月15日(木) 19:00~21:00
開催場所：三田市役所 西3号庁舎 3階 大会議室

- あいさつ
細見コーディネーター
- 前回分科会の会議録の確認について
三田市人権のまちづくり推進委員会第4回A分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。
- 人権条例について
(コーディネーター) 人権条例というと、まちづくりの理念のような形で、大きな方向性を示すだけの条例もあれば、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」など個別の人権課題にしぼりこんだ条例もある。それらについては、これまでに事務局から配布された資料に入っている。各委員が関わられている分野での問題をふまえ、三田市で人権条例を制定するとすれば、どのような内容、イメージがふさわしいか意見をいただきたい。
- (委員) 短い時間で、しかも限られた委員で、人権条例について三田市に提言できるのか。千葉県の条例の制定にあたっては、実態調査をし、差別の事例をたくさん集めている。
- (コーディネーター) 例えば、人権条例を制定するにあたり、こういう調査をするべきであるということも提言である。条例の種類、性格を提言できればそれでも良いし、そうでなく、議論がまとまらなければ、手続としてはこうするべきであるということでも良い。期間もメンバーも限られているので、できる範囲でしか無理である。
- (委員) 三田市同和教育研究協議会で人権に関する意識調査が実施されたが、実態の調査ではない。三田市にお

ける外国人の問題、同和問題、障がいのある人などの実態はどうなっているのか、その実態をふまえて、どういう施策が必要か、どういう条例が必要かを考える必要がある。実態からでしか判断できない。どういう差別があって、どういうことに困っているのか、またそのことをなくすためにどのような条例が必要かを考えるうえでも、実態調査が必要である。この分科会で時間があるか別にして、当事者の意見を聴くことが必要だと思う。障がいのある人といっても、いろいろな状況があるので、実態が分からないといけない。

- (コーディネーター) 三田市でどのような差別があるのかを知るためにも、実態の調査が必要である。調査はこの課題から初めてはどうかということを提言しても良い。
- (委員) 今回、三田市同和教育研究大会の企業に関する分科会で司会をさせていただいた。職場における人権学習について勉強させてもらった。三田市企業同和教育推進協議会に入っている企業は多いが、どういう取り組み、学習をしているのかお互いが知らない。今回、ある企業が職場における人権学習について発表をしていた。職場での取り組み、それに基づいて自分がどうしていったのかということを発表していた。その企業がどのような取り組みを行っているかということを知らなかった。企業に実態調査を依頼するにしても、その結果を集約して、みんなに周知することが重要である。せっかくいい取り組みを行っているにも関わらず、他に情報提供をしていない。条例も同じだが、こういう課題があるので、それをふまえてつくったということを情報提供する必要がある。実態調査を企業とするなら、その結果を集約し、それに基づいて、情報の共有、発信をしなければならない。
- (コーディネーター) 職場、企業での人権の問題は、この分科会でも重要な問題であると議論になった。企業どうしでお互いの情報の共有ができていないことは課題である。
- (委員) 分科会に参加されていたのはごく一部なので、他の人には情報は届いていない。
- (委員) 企業が外国人を雇わないなどの就職差別も、良い事例の情報共有ができれば解決されていくのではない。差別をなくすような情報の共有、システムをつくらなければいけない。
- (委員) お金がないと生活できず、就職するということは重要な問題である。就職する時の差別と、企業に入ってからとの差別がある。それについて企業がどう考えているのかという問題がある。
- (委員) 現実には差別はまだ存在する。
- (コーディネーター) 企業の社会的な責任の問題である。
- (委員) 働くことは生活に密接に関わる部分なので、企業の姿勢を見直す必要がある。条例にそのような事を入れることができれば、条例に関係する人も増えていくのではない。
- (委員) ハローワークの窓口に行くと、障害のある人を対象とした相談コーナーがあるが、企業の求人に応募しても、受ける企業の意向で断られることがある。ハローワークへの働きかけが必要ではないか。ハローワークに求人情報を掲載する企業に働きかけ、アピールをしてもらわなければいけない。
- (コーディネーター) 企業の意識が重要である。
- (委員) いろいろな差別があり、支援、相談について今まで議論してきたが、差別をしてはいけないということが市民一人一人に認識されるような条例になっていかなければならない。差別がありその実態を踏まえて、どう支援、相談にのっていくのかということも重要であるが、差別をしたらいけないということを明記することも重要である。
- (委員) 理念に関する条例も支援体制に関する条例も両方必要である。就職、住居など、どの人にも共通する差別がある。しかし、例えば外国人に固有の問題もある。2層の条例になっていくのではない。
- (コーディネーター) まちのルールとして、条例の中で、差別をしてはいけないと明記し三田市として宣言する。実行性は分からないが、市民の総意としてははっきりとっておいて、そこから出発して、個別の分野ごとに条例をつくっていくという考え方もある。全般的なもの、個別的なものを一緒にするとあまりにも大きな条例になるという懸念はある。
- (委員) いろいろな国際条約があり、批准していないものもある。条例の理念として、それをふまえるということができないか。そういう視点も必要ではないか。
- (委員) 条例で差別をしてはいけないとしても、誰も自分は差別していないと言うと思う。差別はいけないものだということを知っていて、私はしていないという。何が差別かということを知らなかったり、気づかなかったりする。条例でりっぱな理念があっても、具体的なものがないと意味がない。
- 重い障がいのある人は施設に入ることもできるが、軽い人は入れない。かといって、自分だけでは生活できない場合は、グループホームで生活できるよう宿泊訓練をしている。そのような切羽つまった現実を周りの人が、どこまで理解してくれるのか。また、母親が車いすを使って生活しており、妹に障がいのある人のお姉さんが、母親と妹の住宅の近くにマンションを借りて、両方の面倒を見ている人がいる。私が倒れた時のことを考えると心配だということをお話されていた。目の前のことに不安がある。三田市のまちづくりの基本のところ、人権を大切にすることが必要である。その方向にそって、それぞれの企業がどう考えるかということが大切ではないか。精神に障がいのある人が、企業に就職して、朝起きれず遅刻することがあり、それが続き結局やめることになった。障がいを理解し、その人にあった方法を見つけてもらわなければいけない。そうすれば働き続けられるのではない。他の人と同じようにしなければ、やめてもらいますということになる。その人の障がいを考慮して仕事を考えてもらう。一緒に働く人は、基本的に障がいのある人のことを理解し、誰もが幸せに生きる権利があるということをおまえてやってもらう。差別をしてないと誰もがいうが、本当に差別をしていないか点検する必要がある。
- (委員) 障がいのある人を雇用する企業への三田市独自の支援策が必要ではないか。
- (コーディネーター) 障がいのある人が就職した企業が、専門家と相談できるという体制がとれないか。企業だけが悩むのではなく、他の専門家の力を借りながら考えていく。三田市としての支援策を示せば企業も雇用してくれるのではない。

- (委員) 就業時間を短い時間からできないかということをご提案するのが難しい。
- (委員) 障がいのない人が8時間働くより、はるかにエネルギーを使っているのだから、2時間で十分だという発想に転換をしなければいけない。その発想をもつ方が人間らしい。大変だと思うが、そういう企業づくりが必要である。
- (委員) ある企業では障がいのある人を雇い、その人たちが仕事をしやすいように、一日の業務内容の流れを写真等を使って分かりやすく掲示していた。
- (委員) いいモデルがあるのであれば、そこでの雇用を増やしていくような働きかけが必要ではないか。また、行政側ももっと多くの障がいのある人を受け入れることが必要ではないか。認識を改めていく必要がある。人権侵害を発生させないという活動と発生した事象を終結させる活動の両方をもつ必要がある。相談員については、個人としてのコミュニケーション能力が重要である。条例ができたから、差別が極端に少なくなることは考えにくく、相談員個人としてのコミュニケーション能力を高めることができるかが重要である。今、実態が分からないということは、それぞれの課題が相談員を通じて吸い上げられていない。個人のコミュニケーション能力を高めたいと思っても2、3年でメンバーが変わってしまう。条例を制定することはひとつの解決手段かもしれないが、もっと重要なのは相談体制の確立ということである。相談員個人のコミュニケーション能力が重要であるので、その問題に力を入れていく必要がある。
- (コーディネーター) 人材の育成が重要であるということは、条例というよりは、人権センターのなかの相談体制、B分科会に関係する。企業間、その他でも情報の交換が十分できる態勢というものが必要である。人材の育成も人権センターの重要な課題である。
- (委員) 民生委員は、同じ地域なので、相談しにくいという意識もある。市民一人一人がどんな相談でも行けて、信用される窓口となれば良い。
- (委員) 障がいのある子どもの両親も高齢化していく中で、その子どもを10年後、20年後、誰が支えるのかという課題がある。
- (委員) 条例で、就労についての権利、生存権、居住権を明記できないのか。
- (コーディネーター) 条例は憲法のもとにあるので、可能ではないか。ただどれくらいの強制力とするかが問題である。
- (委員) 障がいのある人のグループホームとして条件に合う良い住宅があっても、近隣の長い間住んでいる人とのつきあいが難しい。金銭的にも、環境的にもなかなか合うところが見つからない。地域住民の理解も得なければいけない。三田市の市営住宅も障がいのある人のために何部屋かは使ってくださいということにならないか。障がいのある人と地域住民と一緒に生活していきましょうということになれば良いと思う。
- (委員) これまで、障がいのある人は、社会ではなく施設に入った方が幸せだろうという考えがあった。身体に障がいのある人なら、しゃべることができるが、知的障がいのある人はコミュニケーションがとれない場合がある。小規模作業所ができ、地域で活動して、声をあげていいということが少しずつできてきている。その人のことを理解しているかどうか、人権意識があるかどうかということが企業に問われなければいけない。ハローワークの窓口の職員に人権意識があるかどうかも重要である。
- (委員) 障がいのある人との関わりが理解できるような教育、学校のクラスが必要である。
- (委員) ある中学校の運動会で二人三脚の種目があって、障がいのある生徒と一緒に出場する生徒が先生に聞きにきた。僕がひっぱっていくか、相手に合わせるかどうかすれば良いかという内容だった。その先生は、「私が答えるの？」と返答すると、その生徒は、一緒に出場する相手のところに話し合いにいった。そういう関係をつくれる教室、仲間が必要である。大人がこうするべきであるとおしつけるのではなく、子どもが理解し合い、お互いのつながりをつくれるクラスにできるかが重要である。しんどい子どもに「がんばれよ」と声をかける事は、どの立場で言っているのか。その子どもが自立するためにその子どもと一緒に行動すべきではないか。そのことが社会に抜け落ちている。声なき声をしっかり受け止める必要がある。
- (委員) 少数の声を代弁する人をつくっていく必要がある。アンケートで多数といっても100%ではない。多数の意見があっても、少数の厳しい現実があるかもしれない。多数決で決めても、残りの厳しい現実を忘れてはいけない。
- (委員) 障がいのある子どもが同じ学校のクラスにいて、理解できることがあり、教えられることがある。
- (委員) 自立することを一緒に考えるという社会が必要である。就労、通学など自立といって、障がいのない人に近づくことがその子どもにとって幸せだという考えは、勝手な思い込みである。
- (コーディネーター) 家事や子育てを一人でしている女性が、仕事の面で男性に合わせていることをもって自立しているととらえがちであるが、実は違う。ひとつの理想的な方に合わせるのが平等だと言われているのは問題である。
- 今日は、障がいのある人の就労、学校生活、介護などいろいろな問題がでてきた。実態にあわせた条例ができないか、という要望がでてきた。次回は条例の具体的な内容等について議論ができれば良いと思う。

(6) 第6回分科会 開催日時：平成21年10月29日(木) 19:00~21:00
開催場所：三田市役所 南分館 3階 会議室

●あいさつ

細見コーディネーター

●人権条例について

大分県人権尊重社会づくり推進条例等に関する配布資料について事務局から説明した。

(コーディネーター) 三田市に必要な人権条例についてご意見を伺いたい。

(委員) 人権に関する国際条約について、日本が批准していないものもある。批准していない人権に関する国際

条約も含めて、それを条例が対象とする人権の範囲とすることを規定するべきではないか。批准していない国際条約についての資料はないか。

(事務局) 次回その条約名の一覧を配布させていただきたい。

(委員) 三田市独自の人権機関として、行政から独立した第三者機関を設置することが必要である。

(コーディネーター) そのような機関は、他に事例があるのか。

(事務局) 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度等がある。

(委員) 日常的な相談業務も必要であるが、公権力、企業に対し、その行為が人権侵害にあたるのか、あたらな
いかということ判断できることが必要である。三田市で、人権侵害を認定する機関が必要である。人権
侵害を受けた人に対するフォローやケアも必要である。

(委員) 行政から独立しているというのとは何が根拠になるのか。

(事務局) 権限を条例により与えることになる。

(コーディネーター) B分科会では、人権オンブズパーソン制度についての議論が行われているのか。

(事務局) 現在議論を行っていただいている。

(コーディネーター) 人権オンブズパーソンを設置しようとするると必然的に条例が必要になる。人権オンブズパ
ーソンを設置することで、従来の法律では人権侵害を受けても救済されなかった人を対象とできる。今後、
分科会間の意見交換が必要である。B分科会で人権オンブズパーソンの設置が必要であるということにな
れば、条例が必要となってくる。このことは、この分科会で意見が一致するところではないか。

大きな理念を掲げる条例を受けて、個別分野別の条例をつくるというのも一つの案である。

(委員) それぞれの人権課題ごとに状況が違うので、大きな理念を掲げる条例をつくった場合、どうフォローし
ていくことができるのか課題である。

(委員) 障がいのある子どもが高校、大学の受験希望をしても、その学校から受入体制が整わないと断ってくる
場合がある。その人がそんな学校に行きたくないということで、その学校に行かなければ、学校の体制は
変わらないままで終わっている。企業でも同じような問題も起こる可能性もあるが、そういう場合に対応す
ることができる相談・救済体制を確立すべきである。解決方法を提示し、相手側に人権感覚をもってもら
えるようにすることができれば良いと思う。

(委員) 人権を侵害をした側が、その行為が間違っていたと思ってもらえるようにすることはこの組織がする
べきなのか。オンブズパーソンがするのか、他の組織がするのか。いずれにせよ大変な労力がある。

(委員) 人権侵害を受けた人を救済していくことが必要である。

(コーディネーター) 人権センターにはいろいろな機能があるが、中核となるのは、相談、救済の機能になる。
実際、どのような権限をもたせていくのかという議論が必要になる。B分科会でそれについて議論してい
るので、分科会間で意見交換が必要である。

(委員) 枠組、理念だけではなく、具体的な問題について議論したり、未来に展望がもてるような機能がなけれ
ばいけない。毎日相談を受けても、解決していくことができない。

(委員) 条例に裏付けされて、何かが具体化されるものにしてほしい。例えば、介護が必要な子どもの保護者が
入院手術しなければならなくなり、子どもを預かってもらおうと、市内の施設を訪ねたが、いっぱい
預かってもらえず、結局西宮市の施設に預けたことがあった。安心して暮らせるまちと言いながら、不
安を抱えている人がいる。親も高齢化しており、緊急の時に障がいのある人を受け入れることができ
る場所が必要なのではないか。また、外国人にとって住みやすいまちづくりをめざす条例があれば、教育
を受ける権利や、三田市内での職場確保について、その条例に基づいて具体化して、実行できればと思
う。障がいのある子どもの親が、小学校まで大変な思いをして子どもの送迎をしていることを部落解放
運動の中で訴えて、三輪小学校の送迎バスともだち号ができた。また、各学校に介助員が配置されてい
る。このような施策は障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指す条例があれば、それに基づき行
われるべきものである。条例が制定されることで、施策が具体化され実行されるものであってほしいと
思う。表面にでている大きな問題だけでなく、細かい見えない部分をふまえて具体化できれば良いと思
う。

(委員) 三輪小学校の送迎バスともだち号の歴史はほとんど知られていない。三田市での人権の歴史をふまえ総
括し、みんなが安心して住むことができるようなまちづくりをみんな一緒になって取り組む必要がある。

(委員) ある企業へ視察に行ったが、障がいのある人と障がいのない人とが協力して共に働いている。花づくり
等を中心にしながら、広告企画も行っている。障がいのある人も企業側の受け入れ態勢が整っていれば働
くことができる。

(委員) 小学校、中学校は義務教育として三田市がフォローしているが、その後をどうするか。その後の方が長
い。学校は1対1で手厚くしていたが、社会にでたらそうではない。作業所では、障がいがあっても素晴
らしいことができるということをその親に知らせたいということを目指して活動している。それぞれの人
が持っている素晴らしさを知ってもらいたい。その人らしさを認め合いながら暮らしていける。条例がで
きることで、障がいのある人が学校をでて集まれる場所をつくってもらえれば良い。障がいのある人と共
に社会で暮らすことで、人として大切なこと、本当の人権が分かる。大人が人権を考え、他に心配りがで
きるようになることが重要である。

(委員) スペイン語の子どもがいる保護者で、子どもが病気で、病院に行ったら、問診票が日本語でパニックに
なったということがあった。多言語の問診票があったら良いと思う。そういうことが前に進む条例であ
ってほしいと思う。これまでの三田市での人権の歴史があるので、現在の状況がある。条例の前文に三田市
の人権の歴史を入れれば良いと思う。

(コーディネーター) これまでの三田市での人権の取り組みをふまえる必要がある。これまで三田市でどうい
う問題があって、どう取り組み、どう解決していったのか、どんな課題が未解決かというのは、受け継いで

いかなと誰も知らなくなる。一人一人は知っている、忘れられていく。

(委員) 入学式の日には教科書を児童に配布する時、なぜ教科書が無償なのかを児童に教師が説明することがクラスづくりの出発ではないか。なぜ法律ができたのかというところまでしっかり教師自身が認識をして子どもたちに教えていくことが必要ではないか。

(委員) 生きた歴史は、活字ではないので伝わってくるのが違う。

(委員) それぞれの人権課題で異なった人権侵害や問題がある。対応の仕方が違う。理念を定める条例があり、その下に分野別のものが別にあるということが望ましい。分野別のもは本当に条例化が必要なのか。ソフト面では支援できるが、ハード面では受け皿がないということがある。良いビジョンがあっても、民間に依存するものであれば条例があろうとなかろうと変わらない。条例がないと進まないものと、条例がなくても、人と人とのつながりで改善すべきものを整理していく必要がある。理念を定める条例の下での分野別の条例は、どの分野を重点的に条例化していくか、という議論が必要である。児童虐待と高齢者虐待では質が違う。

(コーディネーター) 解決していかなければならない問題は、見えないところにある。どうすれば望ましい解決ができるのか誰も知らない。行政の取り組みにも答えがない。

今までの議論の中で、条例で救済が必要とされている人が見えてきたのではないかと思う。条例を制定することで、今より良い状態となり、進歩が示せば良いと思う。ひとつは、見えない課題を問題提起し、解決の糸口を探れることができる人権オンブズパーソン制度が必要である。

(事務局) 大分県人権尊重社会づくり推進条例では、第10条において人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者を支援する施策を行うということが規定されている。個別の人権課題は、それぞれ問題等は違う。すべての人権課題を1つ条例の中で扱うのは無理があるのではないか。

(コーディネーター) 総論的な条例で、個別の問題への取り組みを指示するよう明記すれば、各部局はそれに基づき施策が推進できる。はっきりとした力をもった文章になる。一方、人権オンブズパーソン制度については、B分科会での議論の裏付けとしてしっかりと条例がつくられるべきであろう。大分県の条例を読んだうえで、次回もう少し人権条例について、議論を深めていきたい。また、次回分科会前にコーディネーター調整会を開催し、分科会間で人権オンブズパーソン制度について調整を図りたい。

(7) 第7回分科会 開催日時：平成22年2月8日(月) 19:00~20:40

開催場所：三田市役所 南分館 3階 会議室

●あいさつ

細見コーディネーター

●A分科会提言書(案)について

細見コーディネーターからA分科会提言書(案)について説明した。

(コーディネーター) A分科会提言書(案)についてご意見をいただき、それをふまえて修正等を行いまとめていきたい。

(委員) 三田市ではまちづくり基本条例の制定が検討されているが、その中に、人権条例の理念を含めてもらう方が良いのではないか。そのうえで、各個別分野の条例を別に制定した方が良いのではないか。まちづくり基本条例の理念とどう違うのかが見えない。

(委員) 他市のまちづくり基本条例では、誰もが幸せに暮らしやすいまちづくりというのはあるが、はたしてそこに人権というベースがあるのか見えにくい。ややもすれば一般施策の中の人権というものになってしまう。

(事務局) 来年度にまちづくり基本条例策定委員会が発足し、今後検討が進んでいく予定である。

(委員) まちづくり基本条例策定委員会と三田市人権のまちづくり推進委員会との話し合いの場がないといけなと思う。また、市民には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定の過程のように、人権条例、人権センター等について、実態調査も含めて知ってもらうということが必要である。こちらから、しようとしているということを訴えていくことが必要ではないか。

(委員) 人権のまちづくりが基本にあって、三田市のまちがつくられていく。まちづくり基本条例のどこかの部分に人権があるのではなく、一番基本のところにある必要がある。農業、商業など見えるところだけが議論の対象となることがある。人権は誰にも見えない、ひとの心にある。すべての分野に人権の精神、理念が生かされないといけな。基本的な考え方、精神があってまちづくりがされないといけな。

(委員) 人権のベースがあり、そのうえに観光、文化などがあるようなまちづくりになっていかないといいない。

(委員) りっぱなことが考えられて、にぎわいのある三田市になっても、そのすきまで弱い立場の人が疎外され、悲しい思いをしている人があるような状態になるかもしれない。形あるものを並べて議論されることが多いが、形がない人権の考え方が重要である。

(委員) 三田市の総合計画でも人権をまちづくりの基本に位置づけている。まちづくり基本条例もそういう視点が必要である。

(委員) 外観が悪いまちでもすべての人が幸せに暮らせるまちもある。りっぱな建物がたくさんあっても悲しい思いをしている人がたくさんいるかもしれない。形ではないところに目を向けることが必要である。

(コーディネーター) 人権がまちづくりの基本にすえられないといけな。だから人権条例が必要だという趣旨を提言に入れておくようにする。

(委員) 道徳の授業の時だけ人権を語るのではなく、算数や国語、社会の授業の中でも、クラスの子どもの状況を見ることが必要である。その子が本当は分かっていないのに、分からないということが言えないなどの状況を見逃すようでは、一人一人を大事にするような教育ではない。一人一人を大事にするという人権の部分が学校の教育の中でも基本にされないといけな。すべての子どもを大切にすることをベース

にすえておかないといけない。

- (委員) 2ページの下から7行目「子ども、障がいのある人、部落差別など、特定の分野に絞って、人権相談や救済、さらには調査や勧告に関する規定を設けた条例である。」に、高齢者虐待も入れておいてほしい。
- (コーディネーター) 確かにこれまでも高齢者に関する問題が論議された。
- (事務局) 三田市人権施策基本方針には、同和問題、女性、外国人、障がいのある人、高齢者、子どもの6つの分野があるので、女性、外国人、高齢者の3つの分野を加えてはどうか。
- (コーディネーター) B分科会の提言はどんな内容か。
- (事務局) 人権オンブズパーソン制度等について、来年度タウンミーティングをいろいろなところでやって、市民に、どのようなものがよいか等を聴くところから始めたらどうかという議論になっている。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定の過程のように広く市民の声を聴く必要がある。人権相談、救済・支援のあり方について市民一人一人が考えることが、啓発にもなる。そこから取り組んでいく。人権相談、人権救済・支援制度を整備するという前提ではある。
- (コーディネーター) 提言書での人権条例に関する部分で、『(仮称) 人権オンブズパーソン』の設置を明記する。」はB分科会との調整が必要である。
- (委員) いずれにせよ人権相談、人権救済・支援制度の整備は必要になってくる。
- (コーディネーター) 人権オンブズパーソン制度については、B分科会の議論であるようにタウンミーティング等のプロセスを経て対象が決められていくべきである。市民と議論しながら制度をつくっていく必要がある。
- (委員) まちづくり協働センターの講座、研修会については、人権とは銘打っていないが、子育ての問題や高齢者の問題に取り組み、人権の観点が見え隠れする。いい研修会もされている。
- (事務局) まちづくり協働センターには、行政の男女共同参画担当があり、また人権・男女共同参画プラザなど4つのプラザがある。人権・男女共同参画プラザは、民間団体に運営を委託している。
- (委員) 国際交流協会でも多様な活動を行っている。
- (コーディネーター) 提言書にも、三田市の人権関係の各種団体、市関係部局と緊密に連携していくということを書いている。実際にどう連携していくのか。
- (事務局) 現在庁内で、連携強化について検討している。
- (委員) 市民一人一人が人権問題を自分の問題として考えてもらえるような啓発をしていく必要がある。
- (コーディネーター) 人権のまちづくりに関する基本的な姿勢、精神、そしてこれに関わってきた委員の思いを提言の中に盛り込むよう文言を調整させていただく。それで、改めて、3月に全体会を開催し、各分科会の経過を報告しあって提言書を決定したい。人権の問題をまちづくりに生かしていくということはすぐに結果がでるものではなく、また、やってしまうと特定の人の意見だけになってしまう。ねばり強く地道にいろいろな人の意見を聴いていくことが、三田市の市民一人一人への啓発にもなり、より内容が三田市に即したものになっていくと思う。

10 B分科会会議録

(1) 第1回分科会 開催日時：平成20年10月23日(木) 19:00~21:00 開催場所：三田市役所西3号庁舎 3階 大会議室

(事務局から)

- 三重県行政書士による戸籍不正取得に関する三田市の取り組みと、朝日放送による三田市の取り組みの放映に関して報告がなされた。
 - 第1期分科会の提言内容の確認と意見交換
第1期の分科会の提言内容と第2期目での検討課題の確認及び、人権相談と被害者支援体制について委員の意見交換をした。
- (コーディネーター) 三田市で個人情報を保護するような施策なり条例はどのようになっているのか。個人情報の管轄はどの課になるのか
- (事務局) 条例の主管課は総務課になる。しかし全課で条例に基づいて個人情報を保護している。特に市民課、情報推進課が委員会を持ってチェックをするようにしている。情報が外部に漏れないような体制はとっている。
- (コーディネーター) 第三者から個人情報取得の申請があったら、チェックがかかるようになっているのか。
- (事務局) 戸籍は本人の証明がないと取れないが、行政書士や弁護士など18士業については業務上必要な場合は取得可能であり、一定の書式を整えほとんどが郵送での依頼である。このような不正取得事件を踏まえて、まだまだ不完全なところもあるが、戸籍法の改正があり原則非公開になった。また、行政書士の職務上請求用紙に依頼理由を書くようになったり少しずつ変わってきている。
- (コーディネーター) 第1期で出された課題と方向性を確認したい。(提言書確認)
一つ目は、三田市では様々な部署が相談窓口を持っているが、市民はどこへ行ったらよいか分からないことが多かった。また、時間が決められているので、その時間内に行けない人も多い。二つ目は、どのような相談体制をつくり、具体的にどのような相談手順をつくるのかということ。三つ目は相談のネットワークを作りたいということだ。四つ目は第三者が立会い、お互いの思いを出し合うことで解決の方向を見出すもの。「円卓会議」という言い方もしている。五つ目は、市民オンブズパーソン制度の立ち上げに関する事。ただ、具体的な中身については話ができていない。支援制度についてはまだこれから検討することが多い。人権センターでは、単に相談だけで終わらせ

ない、問題解決に調整やサポートできる体制を作りたい。

- (委員) 森田ゆりさんが、問題を持っている人とお互いが問題解決できるような場を持つことをいわれているが、そこで解決した人は、エンパワメントしている。成功体験を重ねていくことが、解決への力になる。
- (委員) いろんな悩みを持っている人が、その場に行けるかどうかが一番の問題。踏ん切りがなかなかつかないことが多い。相談のしやすさが無いといけない。また、周知も大事
- (委員) 人権擁護員をしているが、今日の人権相談では相談者はなかった。多いときは3人ぐらい来られる。
(コーディネータ) 市民がずっと相談できるような名前を考える必要がある。
- (委員) 「困りごと相談」でもいいのではないかと。
(コーディネータ) 出張相談があってもいいと思う。
- (委員) 人権相談は現在一箇所で行っていないが、いろんな市民センターなどに出かけて行って人権相談をしてもいいのではないかととも思う。
- (委員) 精神対話師はデリバリーと行って、出かけて行って公園や家など本人が希望するところで相談を受けるそうだ。そんな相談体制があってもいいのではないかと。
(コーディネータ) 大阪ではスクールソーシャルワーカーを自治体に一人ずつ置いている。スクールソーシャルワーカーは相談室から出て行って相談を受けたり自由に動いて、問題解決のために動いている。問題解決の橋渡しをするということは大い。
- (委員) 私の仕事場にいろんな相談を持ってこられるときがある。拠点も大事だが、そこでは解決できないことも多いので、橋渡しができるような体制が欲しい。
(コーディネータ) 近所や身内にはできない相談も多い。まずは、じっくり話を聞くことが大切です。その中で、自分では解決できないことも多いので、専門の窓口を紹介するなど、気軽に話を聞いてもらえるところがいいところであって欲しい。また、相談員をしてもよいという市民が増えて欲しい。
- (委員) 民生委員さんがいる。民生委員さんの人権感覚や力量で助かった例がある。民生委員制度をうまく人権相談とつなげることもいい。
- (委員) 民生委員は担当エリアがあり、その情報を得るのは3年以上必要だろう。住民に対する意識はかなり持っている。民生委員は基本的には待ちの姿勢。人権は常に意識しているが、人権という名前よりもっとソフトな名前のほうが相談に来てもらいやすい。高齢者は民生委員の存在をよく知っておられる。
- (委員) 民生委員は子どもに関するボランティアにも参加しているので、若い方も知っておられるが、地域での認知度は低い。
- (委員) 地域で何か悩みを持っている人ほど、地域で相談できる人が少ないのが現状だ。だから、行事などを通じて地域のコミュニケーションを密にするようにしている。
(コーディネータ) 今は、地域のつながりを確認しようとする仕掛けも必要だ。
- (委員) 市民なんでも相談は大切であるが、なかなかできないだろう。今は個人情報関係もあるが、近所の人の様子が分かりにくくなっている。だから、地域で簡単なことでも相談できる窓口をまず作るべきだ。地域の集会所でもよいので、「何でも相談室」を設けたらよい。市の広報にはいろんな相談窓口が書かれており、開設時間も明記されているが、分かりにくい。また、人権センターをつくるのであれば、場所の問題もある。誰もが行きやすい便利などころがよい。
(コーディネータ) 市民すべてに相談窓口の存在が届いているのかが問題だ。広報も新聞をとっていないと届かないのではないかと。
- (委員) 新聞を取っていない家庭も多い。だから市の情報が入らない場合もある。
(コーディネータ) ゆったりとソファに座って相談できるようなスペースも欲しい。
- (委員) 何でも気軽に相談に行ってもよい場所がある。しかし、相談員は専門的な知識が必要。基本は聞いてあげること、自分で解決できる力を持っていただけのようにしたい。
(コーディネータ) 人権センターでは、誰でも相談があれば来て欲しい。ただ、たらいまわしはいけない。人権センターを相談と支援の拠点にする。また、サポートする人が支援に来てもらえるようにしたい。
- (委員) いろんなところに行って相談しても、解決できなかったこともあるようだ。また、障がいを持っている子どもの保護者の話を聞いたが、親の考えもいろいろあり、周囲の目が気になって商業施設にも連れて行けない親や、まったくそうでない親もいる。地域の学校で学ぶのかセンター校で学ぶのかの話もそのひとつ。実際に聞いてみないと分からないことがいっぱいある。
- (委員) 窓口で相談してもうまく対応してもらえない時もあるだろう。また、担当者が変わってしまうこともある。相談を受ける、聞く、相談を受けた人がどう動くのかはケースバイケースである。
(コーディネータ) 市民の方から相談があった時に、市としてどれだけの手立てがあるのか。
- (委員) 制度上、養護施設については三田市には権限がなく、川西こども家庭センターに権限があると聞いた。
(コーディネータ) 障がいのある子どもについて、三田市では具体的にどれだけの手立てができるのかを知ることが大事だ。また、特別支援についてはいろんな課題があるが、それを私たちも知る必要がある。三田市としてこのような施策を講じているということを知ることが大事。
- (委員) 相談に行った時、正しくない対応でトラブルが起こるときがある。
- (委員) 人権の視点で、正しい対応ができるのかを問われるのではないかと。
- (委員) 行政として市民からの相談がある場合、市としてどこまで対応ができるのかを知っていることが必要である。
(コーディネータ) 行政としての受け皿の現状を知らないままで支援体制について話し合っても、「絵に書いたもち」になってしまう。
- (委員) 三田市に、人権にかかわるどんな条例があるのか知らない。
(コーディネータ) 具体的に話を聞いてみてはどうか。例えば、障がいを持つ子どもの支援はどうなっているのか。

- (委員)福祉関係の冊子はあるが、すべてが網羅されているのではない。一個人にはとても分かりにくい。
- (委員)いろんなケースについて行政がオールマイティではないと思う。ただ、どれだけ親身になって対応してくれているのが大切だ。
- (コーディネーター) 次回は、行政のどこかの部署の方に来ていただいて、人権にかかわる相談を受けている方の話を聞いてみてはどうか。
- (委員) 現在、行政側がどこまで対応できるのかを知ることが大事だ。ただ、新しい人権センター窓口ができたときの対応は、今とそれほど変わらないのではないかと。「ひと、もの、かね」が必要になるが、どこに差異が見られるのか。
- (委員) 相談体制ができた時に、今以上にサポート体制が充実したものになるべきだ。市民は期待しているんだということを目標にして欲しい。
- (委員) 外国語での、相談を聞けるような人も必要だ。
- (委員) いろんな国の人と外国語で対応できるようになるのが理想だ。
- (委員) 市民病院に発達障がい外来をつくるなど、市民病院を巻き込んだ人権のネットワークを作り上げていくことが三田市の特徴になるのではないかと。障がいのある子どもの様子が見えるようなまちづくりも進めていくべきだ。
- (コーディネーター) 行政の担当窓口の職員の話聞くことが大事なので、次回は担当課の方の話聞く。障がいのある子どもについては教育委員会学校教育課と障害福祉課が担当課になるので、担当の方に来てもらって現状の話聞く。次回は12月18日(木)の19時から開催する。場所はまた連絡させてもらう。

(2) 第2回分科会 開催日時：平成20年12月18日(木) 19:00~21:00
開催場所：三田市役所西3号庁舎 3階 大会議室

●事務局から

- ①、第1回B分科会の会議録の確認
- ②、今日は障害のある子どもの支援体制はどうなっているのかを知りたいということで、障害福祉課の赤井さんと、学校教育課の中野さんの説明を受ける。その後、質疑応答、意見交換のスケジュールで今日の会を進めていく。

●障害福祉課・学校教育課担当から支援体制の説明

●意見交流

- (委員) 相談については、年度が変わって担当者が変わってしまうと、続きの話ができないときがある。
- (委員) 相談する側が引け目を感じることなく、対等な相談が学校でできないのか。第三者的な人がいる人権相談が必要ではないか。
- (委員) 保護者をサポートする人が必要だ。
- (委員) サポートを受けることは子どもの権利だ。引け目を感じている保護者を支援する体制が必要。
- (委員) 障害があることを知ったら、保護者は少なからずショックも受けるだろう。そこで、保護者を支援していけるような人権センターが必要だ。
- (委員) 保護者の悩みを聴いてあげるような人権センターが必要だ。子ども支援とは別に親支援が必要。
- (委員) 発達障害の子どもが増えてきた。以前は落ち着きのない子どもで済ませていたことがある。
- (委員) 支援をして欲しいと訴える人が意外に少ない。遠慮している人が多いのではないかと。
- (コーディネーター) ヨーロッパでは障害のある子どもを受け入れる施設がない国が多い。だから、地域で障害のある子どもを受け入れている。その一方で日本は閉鎖的で、施設を郊外に作ったり障害のある子どもの存在を隠したりする。それこそが人権問題でもある。地域の人に見守られながら生活していけるようにすることが大事だ。家族にお任せではなく、地域の中で常にサポート体制ができていないといけない。
- (委員) 障害がある子どもがいるから、生活に何らかの影響があると思っておられる家庭もある。
- (コーディネーター) 親の引け目や、障害者に対する回りの差別意識がなくなると生活しにくい。
- (委員) カリキュラムをこなすこと、安全面に配慮することなど、教師は一生懸命取り組んでいるのではないかと。
- (委員) カリキュラムを十分こなすことで、子どもがもっと力をつけられると思うが、保護者は教師に意見をなかなか言えないことが多いのではないかと。
- (委員) もっている潜在的な力を引き出す自立支援をする側面と、障害のある人を取り巻く人の教育が大切になる。サポートの仕方を学ぶことで、生きやすくなる。
- (委員) 親を責めてしまうことがあったが、発達障害のことを学んでそれが間違いであることに気づいた。
- (コーディネーター) 今日は障害のある子どもについて、教育と福祉の側面からお話を聞いた。まだまだ課題はあるが、よい体制を作っていると感じた。三田市には人口の約1パーセントの外国人の方が住んでおられる。そこで、次回は国際交流担当や国際交流協会の方に来ていただいて、どんな相談があるのか、どんな悩みを持っておられるのか、外国籍の方の支援体制はどうなっているのか等を、聞くことにする。

(3) 第3回分科会 開催日時：平成21年2月2日(月) 19:00~21:25
開催場所：まちづくり協働センター 6階 大会議室

●事務局から

- ①、第2回B分科会の会議録の確認

②、事務局からの報告事項

- ③、今日は在住外国人の支援体制はどうなっているのかを知りたいということで、三田市国際交流協会の本田さんと、坂本さんの説明を受ける。その後、質疑応答、意見交換のスケジュールで今日の会を進めていく。

●三田市国際交流協会の本田さんと、坂本さんから支援体制の説明

●意見交流

- (委員) いろんな国の人がおられるので、すべての国の文化を知ることは難しいかもしれない。だから、いろんな国の文化を理解している専門家の話を聞いてみることも大事だ。
- (委員) 教師と話をするところがあるが、外国籍の方のいろんな問題があることを聞いたことがなかった。人権侵害があるとは思わなかった。そんなことがないように被差別地区出身の子どもや障がいのある子どもがいるいないにかかわらず、しっかりと人権教育をして欲しい。いろんな機関と連携をとることや、同和教育を根底にすえた人権教育が行われたいといけない。
- (委員) 一般的に学校が国際交流協会のことを知らないという話があったが、三田市内の学校では情報交換もしているし、しっかり取り組んでいるようだ。国際理解教育も行われていると聞いているし、多文化共生教育も進めていると思う。
- (事務局) 三田では「三田市在住外国人教育基本方針」が策定されているし、学校教育の中で多文化共生教育は行われている。多文化共生サポーターの制度は兵庫県にあるが、それを補完する型で三田市独自の制度がある。制度うまく進めていくためにも、兵庫県と連携をとっていくことも大事だ。しかし、親に対するサポートはないので、これは課題のひとつだ。
- (委員) 円卓会議がいたと思った。私の住む校区で外国籍の子どもがいた。民生児童委員や教師は個々ですごくがんばってかかわっていた。しかし、個々のがんばりを交流したり課題を共有する機会がなかった。つながりがないので残念だった。1つの場で話しあったら、情報が共有できるし個々のがんばりも共有できると思う。
- (コーディネーター) 自治会でこのような事例を、どう受けてとめてもらえるのかも課題だ。
- (委員) 話を聞くのは区長の役割かもしれないが、私の地域では、名簿を見ても外国人住民の名前は入っていないし、どう対応しているのか分からなかった。これはどの地域でも同様のことは起こりうることだ。対応を考えておく必要はあるし、地域住民同士のつながりを密にしておかないといけないだろう。
- (委員) これは、区長と外国人の方との話だけでは終わらない問題だ。
- (コーディネーター) 外国語を理解できる人が、市や協会から来ていただける制度があるといいだろう。人権は、誰もがその地域で当たり前のように生活することを保障することだ。三田市が外国人が住みやすい環境にあるのだろうか。点検しつつ、もっとアピールできるようになればいい。
- (委員) 三田市は教育水準が高いと聞いたが、それは大学進学率が高いとかそういうことが基準になっているのではないか。外国籍の子どもがいても、サポート体制がしっかりできているという点を基準にした教育水準を三田市の売りにして欲しい。
- (コーディネーター) 多様性が当たり前認められるまちづくりが大事だ。一人一人みんな違うので、個を大事にして欲しい。
- (委員) 人権意識が高いということと、すべてに対応しているということとはイコールで結びつくのか。実践できていなかったら、人権意識がないということなのだろうか。自治体の対応も進まないのは、どこまでやったらいいのかという疑問があるのではないか。できることから1つずつやっていくべきことではあるが。
- (委員) 民生児童委員は、高齢者の対応が多くて児童への対応が少ない。近隣に外国人の方が住んでおられるかもしれないし、もっと感度を高めて外国人の方へのサポートもしっかりできるようにしたい。外国人の家庭を訪問して声かけをしたり、何か困っていることがないか聞いてみることも民生児童委員の役割かもしれない。
- (事務局) 今までの教育の流れは、「みんないっしょ」だったが、今は「みんなちがってみんないい。ちがいを認め合う」という考えが変わっている。これは多文化共生とつながるものだ。
- (委員) これこそアイデンティティを大事にするということだと思う。
- (事務局) 三田市では「三田市在住外国人教育基本方針」が策定され、それに基づいて、多文化共生教育が学校園所で行われている。現在、三田市では「多文化共生推進基本方針」を策定中である。それが完成したら、また新たなスタートになる。その素案ができたら委員の皆さんにもまず読んでいただきたいと思う。次回のB分科会の開催日であるが、A分科会の進行状況の兼ね合いもあり、一度コーディネーター調整会を開催して、各分科会の進捗状況を把握した上で、今後の方向性を示したい。
- (コーディネーター) 今日は、いろんな問題を提示していただいて考えるきっかけになったと思う。次回は未定であるが、会の持ち方については後日事務局から連絡させていただく。

(4) 第4回分科会 開催日時：平成21年9月16日(水) 19:00~21:20
開催場所：三田市役所西3号庁舎 中会議室

●あいさつ

神原コーディネーター

●確認事項

今後の予定について事務局から説明を行った。

●協議事項

(1) 人権オンブズパーソン制度について

- ・子ども人権オンブズパーソンについてのビデオ視聴及び事務局から資料説明、
- (委員) このオンブズパーソン制度は、川西市以外に実施している市はあるのか。
- (コーディネーター) 川西市の他には川崎市などが実施しており、全国的に広がりを見せてきている。なお、川崎市は、女性と子どもに関する制度である。
- (委員) 例えば、相談の案件が裁判中の場合、オンブズパーソンが勧告をして、判決に影響を及ぼすことはないのだろうか。また、お互いの意見を十分に聞いて、互いの言い分を受け止めていくことは、本当に大変なことである。
- (コーディネーター) 確かに、言い分を十分に吸い上げることは大変なことであると思う。相談員は、子どもの意見をもって、相手側を糾弾するというのではなく、相手の意見もきっちり受け止め、互いの意見の調整につとめ、良い関係にしていくことがねらいである。互いに良い関係にしていくということは、相談者のためになるだけでなく、相手側のためにもなる。
- (委員) 相手側は、相談員に話を聞きにこられるとついつい身構えてしまいがちである。相手側も、良い関係にしていこうとするオンブズパーソン制度のねらいを十分に理解して、心を開くようにする必要がある。
- (委員) オンブズパーソン制度が、相手に対して罰則を科す、または糾弾していくというのではなく、お互いを良くしていく制度であることをいかにPRして、十分に理解してもらうことが大切である。
- (委員) オンブズパーソン制度では、相手の意見もきっちり受け止め、互いの意見の調整を行っていくことが基本であることはわかっているが、一方がすべて悪い場合もあるのではないか。
- (委員) オンブズマンという言葉は、不正を正すとか追求するとかというイメージがある。今の話を聞いていると、糾弾するとか正すとかというのではなく、双方の意見を十分に聞いて、良い関係にしていこうとするものである。しかし、言葉自体が強すぎるように感じる。子どもの相談だけで100件以上あるが、これが子どもに限定しなければ、年間どれだけの相談件数になるのか、またどのような体制をとればよいのか、全く想像ができない。
- (コーディネーター) オンブズパーソン制度は、その言葉からして意味がわからないし、カタカナ言葉で抵抗がある。オンブズパーソンという言葉を使うのであれば、この言葉がもっと日常的に使われるようになる必要がある。そのような状況でなければ、内容がよくわかる言葉で表現にすべきである。川西市の子ども人権という部分を人権全般に広げると、相談件数が増加するという危惧はもっともなことである。しかし、この相談件数は、市民に周知されている表れでもあり、信用されている表れでもある。
三田市役所のなかにも様々な相談窓口があって、しかもそれぞれが連携なくバラバラな感じなら、それを整理して、その内容にあった相談窓口を紹介してくれる体制をとるべきである。また、週1回、月1回開催されているものが、その窓口に行けばいつでも相談にのっていただけるような体制がとれば市民にとってわかりやすく、相談しやすくなると思う。極端な言い方であるが、話を聞けばそれは相談となる。このオンブズパーソン制度は、単に話を聞くだけでなく、それぞれの話を聞いたうえで、互いに納得のいく形で調整をする。それが一番大切であり、手腕をとわれるところである。
- (委員) 毎年、地域のなかで人権研修を行う。そのなかで、差別される側に原因があると思っている人がけっこう多いことに気がついた。現実問題、差別だと思わずにとる言動が、相手にとって差別だと感じてしまうことが、けっこうある。このようなときに、このオンブズパーソンの制度を使って相談員がはいった場合、差別であることに気がついていない人に、その言動が差別になる、またはつながるということを気づかせ、納得するようにするには、すごく難しい問題であると思う。どのように話していけば、納得していただけるのか、相当の技術や経験がいると思う。しかし、それをしていけないと思わないか。
- (委員) 生活しているなかで、知らず、知らずのうちに、けっこう相手のことを傷つけていることが多いと思う。毎日新聞論説委員野沢和弘さんの講演では、そのような人にわかってもらうために、条例では罰則を設けていないということであった。人権という権利ではなくて、人として生きていくための義務のようなものとして教育していくこと、学んでいくことが必要である。
- (コーディネーター) 知らず、知らずということもあるが、それとは別に、ある行動が正しいとやってることが、実は、相手にとって非常に辛いこと、しんどいことであるということに気がついていないことが多い。その気づきをしていただくことが大切である。
今回、毎日新聞論説委員野沢和弘さんの講演を聞かせていただいて感じたことは、いくら文面上すばらしい条例であっても、市民に理解されない、また受け入れられない条例ならば、本当の意味で良い条例とは言えない。私たちも、この委員会のなかでは良い制度だと思っても、市民の皆さんに受け入れてもらえなければ良い制度だとは言えないと思う。そして市民の賛同者をできるだけ多く集めることも必要だと思う。条例や制度を確立していく過程でタウンミーティングなどの機会を設けて制度の内容について理解を深めていただくのと同時に、より多くの市民の方々から意見をいただき、それを反映させていくべきである。
- (委員) どんなことだったらオンブズパーソン制度で取り上げてもらえるのか、また人権問題っていったいどのようなことがあてはまるのか、例えば「しろい目で見られた」ということも対象としていければよいと思う。
- (コーディネーター) 講演で「人権侵害を受けたことはありますか」と聞くと全く話は出てこないが「嫌な思いをしたことはありますか」というふうに聞けば多くの事例がでてくる、と話をされていたがそのとおりだと思った。策定過程のなかで、困っていることなど生の声をいっぱい集めることも必要であるし、そのような動きの見える活動が必要である。ある程度形になった段階で、市民へのPRの方法なども

検討していく必要がある。

- (委員) ロールプレイングであるとか、問いかけの仕方であるとか、細かく検討していかなければならないと思う。
- (委員) 相談に行って、話を聞いてくれるだけでは解決にならない。そこで解決ができないのならば、次の相談先に話をつないでくれることが大切なことである。解決をするための機関がどれだけあるかということも大切である。中には悩みを聞くだけで良い場合もあるが、それはそれで良いと思う。
- (委員) そのために条例があれば、動きやすい形になるのではないか。自分たちが住んでいるところで、誰もがあたりまえに暮らせる社会、安心して暮らせる社会、そんな社会にしていくために、法律をつくるのに定義があいまいなどの理由で反対されるが、なぜ皆が望むことをつくれぬのか不思議である。誰もが、差別や偏見が人ごとではない、自分も関わっているということを当たり前と思えば、このような条例や制度などいらないと思う。しかし、まだまだそのような社会ではない。条例や制度をつくることで、人の気づきにつながる、そのことが一番大切なことではないかと思う。
- (コーディネーター) 条例や制度をつくることで、一つの歯止めになる、そのような意味もある。見方を変えれば自分も守ってもらえる、そのような意味もある。市民からうねりをおこしていけるような活動をしていければよいと思う。そのためにも、市民のなかで関心のある人などと連携していく必要がある。次は、どのような内容を条例に盛り込んでいくか、どのようにすれば条例が具体化するかという条件づくりを考えていく必要がある。
- オンブズパーソン制度のしくみをどのようにしていくか、また具体的な相談範囲など話し合っていく必要がある。
- (委員) 簡単な相談についてはそこで解決ができる窓口、また専門的な相談は、その窓口を的確に教えていただけ、そのような窓口が必要である。通信機器等を使って、わざわざ専門的な相談の窓口に行かなくても、一つの窓口から相談ができるようなシステムができればよいが。
- (コーディネーター) そのような意味でいえば、人権侵害や差別というはっきりした相談に対応することも重要であるが、市民が気軽に話ができる、親切に話を聞いてもらえるようなところも必要である。そのようなところを作ることが、人権的な対応だと言える。
- 次回は、今日の話のつづきで、出来る、出来ないは別として、オンブズパーソン制度を実現していくためのアイデアを互いに持ち寄ることでお願いしたい。例えば、このような相談を受けてもらえる窓口が必要である、このような制度にしていかなければならない、準備としてこのようなことが必要、など様々なアイデアを出し合うことで提言の内容としていきたいと思う。

(5) 第5回分科会 開催日時：平成21年10月15日(木)19:00~21:10
開催場所：三田市役所西3号庁舎 中会議室

●あいさつ

神原コーディネーター

●協議事項

救済、支援の中身をどうするか

- (コーディネーター) 今日は、具体的に話を進めていくために、川西市と川崎市の市民オンブズパーソン条例について、ホームページに掲載されている内容を資料とさせていただいた。ホームページには、オンブズパーソンの方の顔や経歴が掲載されている。どのような人かわかることで親しみがもて相談しやすくなる。よく聞く話で、一回委員になると既得権のように長く務めることがあるが、このオンブズパーソン制度は、任期が満了すると次の人に交代していく。これは良い点であると思う。このようなことを踏まえて、今回皆さんにご検討いただきたい。
- (委員) 知り合いの小学校の先生にオンブズパーソンのことについて、話をしたところすごく興味を示していただきいろんな話が聞けた。オンブズパーソン制度を確立してしまう前に、いろんな人から意見を聞くことが大切である。
- (委員) オンブズパーソンは、利害関係のない人、中立的な立場の人になっていただきたいと思う。
- (コーディネーター) オンブズパーソン制度では、広く相談を受け、その次に相手側に話しを聞きに行くことができる。さらには問題解決に向けて関係修復をすることが大きい。関係修復をすることで、相談に来た人は元気になるし、相手側も批難されて傷ついたというのではなくて、気づきのきっかけになると思う。そのような意味では、裁判とは意味が全く異なる。
- (委員) いくら罰則がなくとも関係修復や調整だとしても、話を聞きに来られたら構えてしまって事実がはっきりと出てこないのではないだろうか。
- (委員) その事実を聞かせていただくには、その人の立場を考えたいという点も必要であるし、事実を言ってもらえるように様々な配慮も必要になってくる。
- (コーディネーター) 相手側が周りから不利益を受けないように、その人の立場を考えたり、秘密を保持するなどの配慮がすごく大切である。相談者には、すぐに答えをだすのではなくて、いったん気持ちを受け止めることも大切である。
- (委員) オンブズパーソンという言葉は、何をしているのかわかりづらい。何の相談かを端的に示す日本語を使うほうがよい。まずは「よろず相談所」といった窓口をつくっておいて、そこに相談に来られた方を必要であるならオンブズパーソンに案内する、そのような形であれば問題ないと思う。まずはそのような総合的な窓口をつくって、それからいろんなものを築き上げていくようにすればよい。相談員は、「人の話を聴く」といったことを専門的に学んでこられた方にしていきたい。また、人の話を聴くということは、秘

密を守るということでもある、このことは守らなければならないことである。

- (コーディネーター) 子どもや保護者、先生も相談できるような体制が必要なので、わかりやすい日本語を使うことも必要だと思う。
- (委員) 川崎市のオンブズパーソン制度のように、行政に対する苦情と、人権に関するものは分けたほうがわかりやすいと思う。
- (委員) 相談窓口については、広報に掲載されている相談窓口は20ヶ所くらいある。このなかで母子相談や青少年相談などは、その相談内容の全てではないが人権に関わっているものもある。このような相談については、総合相談窓口にお問い合わせをすれば、専門の相談を紹介してくれるといったことは必要である。
- (コーディネーター) これだけ相談窓口があれば、相談する側は、自分が抱えている問題をどこに相談に行けばよいのかわからない。また、その相談窓口の開設が月1回だとすると、時間があわなくて、行きたくても行けないこともある。一見、便利なようで、実は不便な感じがある。
- (委員) どこに相談に行けばよいのかわからない場合は、一度、総合相談窓口に来てもらって、そこからオンブズパーソンを含めて専門の相談機関に案内する方法も考えられる。相談に行ったときに、単に違う部署に振られるのではなく、より適切な部署を紹介していただけるという感覚が市民の中に必要である。そのような体制を庁内で整備するとともに、市民に知ってもらうことが大切である。
- (委員) 市民へのPRとして、今このようなことを考えているが、どのようなことを望むかといったことを多くの市民から聞くことが必要である。
- (委員) 地域で集まる機会というのは、ふれあい協議会や敬老会、自治区の会など年に多くあるので、その場で総合相談窓口やオンブズパーソン制度の紹介をしてもらえば、知ってもらえる。
- (コーディネーター) 三田では、各地域単位に多くの会や催しがあってすごいと思う。そのような場に出てこない人、出て来ることができない人にどのように情報を伝えるかは問題であるが、既存のあらゆる会で、根気よく、丁寧に、わかりやすく説明していくことが大切である。また、PTAや子どもたちに直接話す場、意見を聞く場があればよい。この委員会や行政だけで決めてしまうことで実際には利用しにくい制度となってしまうはいけな。多くの人と話し、それをこの場で形作り、また市民に返していくという繰り返しが必要である。そうすることで市民のニーズにあったものが作り出せると思う。このようなことが、オンブズパーソン制度の実現にむけた準備として必要ではないか。来年度ではなくて、これから年度内に人権のまちづくり推進委員が、何箇所か行けるといって行くべきである。そのような会はないだろうか。
- (委員) 三田市同和教育研究協議会には、小学校単位で19の地域部会がある。そこで年1回、大きな学習会があるし、各地域で福祉関連の様々な会や催しがあるので、その場で聞くことができる。
- (委員) 今後、制度を確立していく過程で、たとえ10分、20分であっても、「今このようなことをしようとしている」と話すことが大切である。その場合は、人によって説明がばらばらにならないように統一する必要がある。
- (コーディネーター) 様々な意見を聞かせていただくという意味で大人からの意見については、今の対応でよいと思うが、子どもたちに対しても話を聞きたいと思う。各世代のなかで、特に子どもの声を聞く必要がある。子どもが安心して暮らせるということは、みんなが安心して暮らせることにつながっていく。子どもの声を反映して、みんなが安心して暮らせるまちが必要である。提言をまとめていくために、私たちは、市民の生の声、特に子どもたちの声を聴く必要がある。
- (委員) 人権擁護委員協議会では、全小学生対象にSOSミニレターという事業をしている。詳しい内容については、守秘義務のこともあって教えてもらうことも、また話すことはできないが、子どもに対してはこのような制度もある。
- (委員) 先日、大人が子どもといっしょに勉強する場を開催ということを見聞したが、これからそのような場を設定して、大人も子どももその場で意見が聞ければよい。
- (委員) 一度、小学校に相談してみてもどうか。総合学習では、地域の人が学校へ呼ばれて、人権の話などすることなどもある。
- (コーディネーター) 学校の事業に限らなくても地域の子どもが集まるいろんな機会に、子どもの声を聴くことも必要になってくる。
- 人権のまちづくり推進委員が、この制度を検討していくなかで、市民の声をできるだけ多く反映していかないと、現実と乖離していくような気がする。従って、今後は、私たち委員が、子どもを含め様々な年代の人たちの声をできるだけ多く、聴く必要がある。

(6) 第6回分科会 開催日時：平成21年12月3日(木) 19:00~20:50
開催場所：三田市役所西3号庁舎 大会議室

●あいさつ

神原コーディネーター

●確認事項

三田市人権のまちづくり推進委員会第5回B分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●協議事項

(2) 人権オンブズパーソン制度の具体的な内容について

(委員) この委員会で話がでてくる制度の周知、PR等については、説明する側がうまく説明し、的確に伝えていくことが難しい。

(コーディネーター) これまでの話で、この相談の支援体制の周知や制度そのもののPR等については、事前に説明方法や内容についてよく考えておかないと、的確に伝わらないことも多い。例えば、相談に来られた人

が、どのようなプロセスで解決を図っていけばよいのかを具体的に示すなどして説明することもよいと思う。また実際に説明をするなかで、訴えられるとか、糾弾されるようなイメージをもたれてしまっただけでは、この制度そのものがうまくいかない。

- (委員) いま制度として考えているのは、子どもの問題に特化せずに、人権全般についてである。そのために、ある特定の人が糾弾されるようなイメージは持ちにくいと思う。
- (委員) 相談員については、どのような人がよいだろうか。
- (コーディネーター) 私たちが考えている相談員は、カウンセリングとは異なり、相談者に寄り添って一緒に問題を解決していこうとする人である。川西市オンブズパーソン制度の話聞いた時に、問題解決をするのはあくまで本人であり、オンブズパーソンはその問題解決のために一緒に考えたり、お手伝いをする役割である、とおっしゃっていた。このことが従来の相談とは違っているところであり、すばらしいところだと思う。このことで相談に来た人はもちろんのこと相手側も人権意識をより高めていくことができると思う。
- (委員) 相談に来られて、話を聞いてもらっただけでスッキリしたという人もいれば、具体的な問題解決が必要な場合もある。相談者にとって、じっくりと話を聞くだけでいいのか、聞くだけでなく具体的な支援が必要なのか。そのような相談者の状況をしっかりと見極めることが必要であり、見極められる人が相談者としては必要である。
- (コーディネーター) そのようなことを考えると相談員は、その資質やスキル以前の問題として、人の話をじっくり聞けるだけの気持ち的にも時間的にも余裕がないといけないうと思う。また、来年度以降のことになるが、千葉県の条例の話のように、いろんな相談事例を収集、整理して、それをもとに体制を整えていかなければならない。次年度は「どんな相談体制が必要か」というテーマのなかでタウンミーティングをしてもよいと思う。
- (委員) いろんな困っていることを聞かせてもらおうといっても、なかなか簡単には面識もない者に話してもらえないのではないかな。これから話をしてもらうための仕掛けをどうするかということも検討しなければならない。
- (コーディネーター) 例えば、子どもだと大人には話しにくいけれど、大学生などお兄ちゃんやお姉ちゃんには話しやすいということもあると思う。そんなことも含めて考えていく必要がある。
- (委員) 人権意識を高めていくなかでは、自分は大切だけれども、まずはそれと同じように他人も大切なんだということを小さいときから教える必要があると思う。そのような体験をしていくことが大切である。昔は、一つの饅頭を4つにも5つにも分けて食べた。自分だけでなく、他人もいっしょに食べて皆で充実感を味わった。そのようなことを経験するのもある意味良い経験だと思う。
- (委員) 他人を大切にしていこうと教える、言葉でいうとそうなんだけれども、それでは実施にどのようにしてそのようなことを体験させ、学んでもらうのか、具体的にどのようにするのかを考えていく必要がある。
- (コーディネーター) 子どもが、「こんなことを相談してもよいのだろうか」と思いながら相談すると、相談員が親身になって聞いてくれて、一緒に考えてくれた。また、自分のために動いてくれた。そんな経験が、その子どもにとって大きなことになるような気がする。例えば結果的に問題解決できなかったとしても、その過程が関わった人たちの人権学習になり、人権のまちづくりの実践となると思う。
- (委員) ある問題が起きて、相談(A)に行き、それに関する別の相談(B)に行く必要があった場合、相談(B)への案内をするサポーターがないことが問題である。例えば、ハローワークに職業相談に行き、そこで市役所に行き生活保護の申請をすれば良いということを見せてくれたとしても、市役所の何課に行けばいいのか、どの建物の何階に行けばいいのか、詳しく教えてくれる人が必要であるし、また建物に入れば案内する人などの配慮が必要である。そのようなサポーターが必要であると思う。やることは非常にいいことをやっているのに、もう一步踏み込んだ体制を組んでいないために、事業が活かされないことがある。
- (コーディネーター) それと相談に行く先々で同じことを何度も話すことは、話す側にとって非常に大きな負担となる。例えば、虐待体験など自分にとって苦痛であることを何回も話すことは相当な心的負担であり、そのようなことがある程度解消できるように、相談者の立場にたった体制整備を考えていく必要がある。今後の委員会の予定は、これまで委員から出てきた意見をまとめさせていただき、市に対する提言について、次回の委員会で見させていただく。そしてA分科会、B分科会併せて提言書の案を全体会で検討し、2月下旬から3月上旬、市に提出していく予定である。

(7) 第7回分科会 開催日時：平成22年1月28日(木) 19:00~21:00
開催場所：三田市役所西3号庁舎 小会議室

●あいさつ

神原コーディネーター

●確認事項

三田市人権のまちづくり推進委員会第6回B分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●協議事項

(3) 三田市人権のまちづくり推進委員会B分科会提言書の内容等について

(コーディネーター) 今回、B分科会の提言書についてということで、お手元に案を配布させていただいている。今回の提言書は、第一期の提言書に基づいて、さらに具体的なことについて問題提起をさせていただく。従って、第一期の提言、そして第二期の提言、あわせて来年度以降に出来るところから施策に反映させていただきたい。

まず最初に、第一期目にはわからなかったけれども、今回検討をしていくなかで、新たにわかってきた課題について3点、話をさせていただく。

一つ目。三田市には様々な相談窓口が多くある。しかし、あまりに多すぎて、自分が抱えている問題がど

この相談窓口に行けばよいのかわからない。また相談窓口はわかったとしても、どの程度まで相談に応じしてくれるのかわからないなど不安なことがあり、相談すること自体躊躇することもある。利用者の立場にたって施策を考えることが人権の基本であるということがこの委員会で改めて確認してきた。

二つ目。障がいのある子どもに対するサポート、外国人に対するサポートについて検討しているなかで、障がいのある子どもの保護者へのサポートや外国人の実態が地域の共通の理解になっていなくてサポート体制が必ずしも十分でないところがある。サポートという面では、この分科会で、オンブズパーソン制度について検討を行ってきた。一つはっきりしてきたことは、具体的な制度を考えていく際には、より多くの市民に投げかけて、みんなで考えていくべきではないかということである。そして市民から、いま困っている問題やサポート体制について意見を聞かせていただき、それをもとに体制を整備していくべきである。

三つ目。これまでは、相談は相談。啓発は啓発。学習は学習。と全てがバラバラであった。しかし、本来、相談に来た人は、そこで学習をする。また相談の内容から啓発につなげていく、そのように全てが互いに関連し合っ取り組みがなされる必要がある。そのために、まずは相談体制について、できるだけ多くの人が意見聞き、より良い体制を作り上げていくことが、次の学習や啓発につなげていくための第一歩となる。

このようなことを踏まえ、案としてまとめさせていただいた。

(委員) この提言を出して、相談・支援の体制を実際に整備していくまでに、いろんな声を聞いていかなければならないし、そのためには作っていく過程で案の提示をしていかなければならない。その提示の仕方についても、工夫してわかってもらいやすいようにしていく必要がある。

(コーディネーター) 私たちが考えていることをどのようにして市民に伝え、またどのようにして制度とその意図を理解していただくようにするかを今後考えていかなければならない。それを踏まえ、さまざまな人々から、いろんな意見を聞いていかななくてはならない。そのような場を設定していただくことを今回の提言に盛り込んでよい。

(委員) 一つの表現の方法として、高平では人権啓発劇をしている。啓発劇という方法をとると、具体的に表現ができ、身近で非常にわかりやすいのではないかなと思う。

(委員) 確かに人権劇を観たあとにグループディスカッションなどすると、話しやすくなるだろうし、わかりやすくなると思う。しかし、どうやって人を集めるのが課題としてあがってくる。来てくれない大多数の人の意見をどうやって聞くのか。どうしても人権という肩に力が入ってしまったり、少し引いてしまったりする傾向がある。実際には、本当に身近で、自分たちが生きていくために必要なことなだけけれど。

(コーディネーター) より多くの市民の意見を聞くには、その地域のなかで、住みやすくするためにどのようにしていくかという視点で意見をだしていただいてもよいのではないかな。

(委員) 普段の生活のなかでいろんな視点において意見を聞くのも一つの方法である。

(コーディネーター) あらためて「人権」について話をしなくても、普段のつきあいのなかで、気軽に声をかけあえることが必要である。安心して、助けてといえる関係がどうすればできるのか。そう考えると、全てが人権でつながっていると思う。例えば、近年、孤独死が多くなってきて、1週間も10日も周りが気がつかないと聞く。そんなとき、なぜ？地域とつながっていなかったのかと思う。

(委員) 全国的に今の時代、高齢者の数が多いため、民生委員が足りないのかもしれないが、兵庫県は、協力委員制度をとっており、一区域のなかに民生委員一人と協力委員二人がいるようになっている。その三人が分担して、その区域のなかを把握しておけばよいように思うが。例えば、夜に明かりがつかなくなったり、郵便受けがいっぱいになっていたり、なぜ、そんな普段の生活のことからわからなかったのだろうと残念である。人権とは、そんな普段の生活の中で、人との係り合いからくるものだと思う。

(コーディネーター) 実際に生活のなかで人権侵害を受けたという人は4人に1人だとすれば、そのうち3人は、人権に関する相談に行くこともなく、全く関心がない状態である。しかし、人権侵害を受けている、あるいは受けたことのある人にとっては、大変な思いなのである。周りの人たちが、困っている人に対して、無関心であること自体が問題である、そのような認識が多くの人に広まっていくことが本当は大切なんだと思う。そうすると、このテーマを誰もが共通の課題として受け止めることができる。

(委員) 提言案において、表現を言い直した方がよい部分がある。言われていることは、そのとおりであるが、全体を考えるなかでは、なかなか動きづらいところがあるのかもしれないと想像する。

(コーディネーター) 大切なことは、待ちの姿勢ではなくて、こちらから出ていくことが大切であると思う。来年度は、新しい発想で、そのようなことができればよい。私たち委員も、市民のいろんな声を聞かせていただきたいと思う。

今回の案について、再度じっくりと読んでいただいて、追加、修正などあれば、事務局に提出いただきたい。